



令和8年2月25日

かすみがうら市議会
議長 来栖 丈治 様

懲罰特別委員会
委員長 久松 公生

懲罰特別委員会審査結果報告書

本委員会に付託された佐藤文雄議員に対する懲罰の件について、審査の結果、次のとおり決定したので、かすみがうら市議会会議規則第110条の規定により別紙戒告文（案）を添え報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第1項第1号による公開の議場における戒告とする。

3 理由

戒告の懲罰を科すべきと決した理由については以下のとおり。

【1】委員会の設置及び付託

令和7年12月5日、令和7年かすみがうら市議会第4回定例会において、議員発議第3号「佐藤文雄議員に対する懲罰動議」が、資料1のとおり久松公生議員より提出された。

動議は同日賛成多数で可決され、設置された懲罰特別委員会に付託された。

構成委員は次のとおり（8名）。

委員長	久松 公生	副委員長	井出 有史
委員	矢口 龍人	委員	岡崎 勉
委員	櫻井 繁行	委員	櫻井 健一
委員	鈴木 貞行	委員	鈴木 更司

【2】 審査経過

懲罰特別委員会は4回開催され、次のように審査した。

開催日	審査事項
第1回 令和7年12月5日（金）	(1) 正副委員長の互選について (2) 閉会中の継続審査の申し出について
第2回 令和7年12月25日（木）	(1) 佐藤文雄議員に対する懲罰について ・議会における懲罰とは何かについて ・審査の対象となる部分について ・市長による意見陳述 ・今後の審査の進め方について
第3回 令和8年1月14日（水）	(1) 佐藤文雄議員に対する懲罰について ・政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート調査結果について ・動議理由（3）に該当する常習的な威圧的言動の確認 ・参考人質疑（秘密会につき非公開） ・一身上の弁明 ・懲罰に関する審議
第4回 令和8年2月10日（火）	(1) 戒告文（案）について (2) 報告書（案）について

第2回委員会における、審査の対象となる部分については、資料2「令和7年かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号」に示す発言部分を確認した。

また、第3回委員会における、動議理由（3）に該当する常習的な威圧的言動については、資料3「佐藤文雄議員の一般質問における懲罰動議該当箇所」に示す発言部分を確認した。

その他審査の経過については資料4の委員会会議録のとおり。

【3】 審査経過における意見等

審査の経過において、主に次のような意見等が挙げられた。

- ・議長が整理権を持ち、議場において采配を振るっており、一般質問で不穏当な発言を止める権限を持っている。それをやらないということは、別に大した問題はないという思いだと思う。
- ・動議理由（2）や（3）について、国会ではこういうことを促している場面が結構見受けられるが、これだけで懲罰特別委員会にかけられるケースは少ないと思う。今までも佐藤議員はこういうことを言っていたと思う。
- ・一般質問というのは本会議において議員と執行部の質問のシンプルなものだ

が、質問を投げているのに、答弁中にも関わらず「短く」とか「短くお願いします」、「同じことは言わないでください」とかと言うのは、適切ではないと思う。

- ・一般質問で持ち時間をフルに使う中で、重複するとか質問に的確に答えていない、それとも時間稼ぎだなと受けるような答弁を続けられていたと佐藤議員が感じたので、そういうふうにしたのではないかと思っていたが、そう感じたときに、その時間はずっと待たなくてはいけないのか。表現方法に対する感じ方で懲罰にしているのか。
- ・一般質問の中では、時間がなければ要点を絞り簡潔に答弁願いたいと思う一方で、やはり表現の仕方や言い方もある。「答弁が長い」とか「短くしろ」と言われるのは恫喝的な発言になると思うし、秩序や一定の姿勢をもって一般質問を行い、議員としての表現の自由を担保されるべきと思うが、今回は受け手側となる関係部長に出席していただき、どのような印象をもっているのか、どのように感じているのかなどお聞きするとよいのではないか。

【4】審査結果

○懲罰を科すべきか否かについて

審査を科すべきか否かについては、次のような意見があり、採決の結果、賛成多数で佐藤議員に懲罰を科すべきものと決定した。

[懲罰を科すべきとの意見]

- ・佐藤議員本人の弁明で、二十数年間、議会として制止をする者もいなかったという話があった。市長の意見陳述にもあったように、ある意味、市議会として黙認をしてきてしまったから、こういう事態を招いてしまったということも言えると思う。なおかつ会議録や映像を見ながらの確認作業も実施し、参考人の意見も聞くことができた。これを機に、佐藤文雄議員だけの問題ではなくて、市民から負託を受けている我々議員16人がしっかりと襟を正し、ルールや法令を遵守した上でしっかりと発言をしていく、いい過渡期になっていると思うので、しっかりと懲罰特別委員会をやった意義、目的として、ここは懲罰を科すべきだと思う。
- ・参考人質疑で、各部長がストレスを感じたことは明らかだと思う。また、執行部と議会との関係性が確かに悪くなってしまっている現状もあり、それをできるだけ元に戻していく。そして、今後、部長となるべく後輩職員に配慮していただきたいという発言もあったので、やはり一度リセットしてもらいたいという願いがあると思う。リセットするには、やはり一度懲罰をしたほうが良いと思う。

- ・これから部長になる職員のことを考えると、やはり懲罰という形で残したほうがいいと思う。

[懲罰を科すべきでないとの意見]

- ・まず、議会には議会の自立権というものがある。その中に、市長が陳述を言いに来て、もっときっちり罰を下せということは、ちょっと逸脱しているのではないかと感じた。議員として、市民の意見や声を伝えるという表現の自由なのか、威圧なのか、ハラスメントなのかはすごく判断の難しいところだったが、参考人質疑の中で、そのときに議長に制止してもらいたかったという意見もあった。一議員に懲罰を与えるのではなく、議会としての規律をもう一度見直して、議長の在り方、議長の責任等も踏まえて考えるべき時期かと思う。今後よりよい議会運営をする中で、市民の意見や議員としての務めをやっていく上で、発言がしづらくなるということが起きてはまずいと思うから、一度、議長を交えた、議会の在り方をもう一回見直すべきかと考えるので、今回、佐藤議員に懲罰を科すのは反対する。
- ・ずっと聞いていて、佐藤議員には自覚がないのがはっきり分かった。果たして懲罰を下して、発言等が直るのか分からないので、懲罰以外の方法による手段はないものか。それで直してもらえばいいと思う。

○いずれの懲罰を科すべきかについて

地方自治法第135条に定める戒告・陳謝・出席停止・除名のうち、いずれかの懲罰を科すべきかについては、次のような意見があり、採決の結果、全会一致で戒告の懲罰を科すべきものと決定した。

なお、戒告文（案）は、採決の結果、賛成多数で別紙のとおり決定した。

[戒告の懲罰を科すべきとの意見]

- ・参考人の話を聞いていて、悲痛な思いがあったなど。慢性的なストレスを感じていたなど非常に思った。当事者の痛みを思うと、本当に心が痛くなるようなときもあった。これを機に、議員皆が襟を正していくということで、まずは懲罰をするべきだが、公開の議場における戒告処分ということで、戒告文を議長から読み上げていただいて、まずはしっかりと非を認めていただく。発言に対してはモラルを持って、ルールを遵守するというのが一丁目一番地になってくると思うので、公開の議場における戒告処分が妥当ではないかと思う。

戒 告 文 (案)

令和7年12月3日及び過去の本会議における一般質問の発言中、佐藤文雄議員が執行部に対して、根拠を欠いた言動や、恫喝的・威圧的な言動、答弁を求めない発言による行為は、かすみがうら市議会会議規則第151条「議員は、議会の品位を重んじなければならない」の趣旨に反するものであり、秩序を守るべき議員の職責に鑑みて誠に遺憾である。

については、佐藤文雄議員に対し、今後の議会における発言において、節度と品位を保ち、自身が市民の代表であることを自覚するとともに、自らの言動が議会の信頼性に及ぼす影響を深く認識し、同様の行為を再び行わないよう自制を求めるとともに、執行部に対しても、常に敬意と配慮をもって接することを強く求める。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和8年2月26日

かすみがうら市議会



発議第 3 号

令和7年12月5日

かすみがうら市議会議長 来栖丈治 様

発議者 議員

久松 公生

議員

塚本 直樹

議員

議員

議員

佐藤文雄議員に対する懲罰動議

次の理由により佐藤文雄議員に懲罰を化されたいので地方自治法第135条第2項会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

記

理由

(1) 議会の品位を著しく損なう発言を繰り返したこと

令和7年12月3日の一般質問において、通告内容と関連性を欠き、客観的根拠のない憶測に基づく発言、事実誤認に基づく非難、市長および市職員に対する誹謗・侮辱と受け取られる発言を繰り返したことは、議会の品位を著しく損なう行為に該当する。

- ・投書の取扱いを「陳情書として扱った」と断定した事実誤認の発言
- ・特定団体・宗教団体との関係を市長が認識していたとする根拠なき指摘
- ・「市長が統一教会と同様の行いをした」との中傷的表現
- ・市の事務と無関係な事項（県事務等）の執拗な追及による誤解を生じさせる質疑
- ・背景に特定案件（旧新治小学校貸付）を結びつける事実無根の主張

これらは、根拠を欠いた言動が市および議会の名誉を不当に傷つけたと評価し得る。

(2) 議事進行を妨害し、議場の秩序を乱す言動を繰り返したこと

- ・答弁中の職員に対し「端的に!」「短く!」「長い!」など、恫喝的と受け取られる発言を繰り返し、答弁を妨害した行為

これは 議事進行を著しく妨害し、議場の秩序を乱した行為 として懲罰事由に該当する。

(3) 市職員に対するパワーハラスメントに類する行為

一般質問や質疑の場で、執行部職員に対する威圧的な言動が常習的に行われ、議員と執行部の健全な関係を破壊する行為であるとともに、議会制民主主義の運営に支障を来す行為であると評価し得る。

(4) 議会の信用を著しく失墜させた行為

一般質問の制度趣旨（市民への説明責任・議事の公開性）を逸脱し、自らの主義主張のみを展開し答弁を求めない発言

通告外・無関係な資料の提示、執拗な資料要求により執行部の業務を混乱させた行為

これらは、議会運営に不当な負荷をかけ、市民の対議会信頼を損なう行為であるとして懲罰事由となり得る。

未定稿

令和 7 年

かすみがうら市議会第 4 回定例会会議録 第 2 号

令和 7 年 1 2 月 3 日（水曜日）午後 1 時 3 0 分 開 議

出席議員

1 番	井 出 有 史 君	9 番	小 倉 博 君
2 番	塚 本 直 樹 君	1 0 番	櫻 井 繁 行 君
3 番	鈴 木 更 司 君	1 1 番	設 楽 健 夫 君
4 番	石 澤 正 広 君	1 2 番	来 栖 丈 治 君
5 番	服 部 栄 一 君	1 3 番	岡 崎 勉 君
6 番	鈴 木 貞 行 君	1 5 番	佐 藤 文 雄 君
7 番	櫻 井 健 一 君	1 6 番	矢 口 龍 人 君
8 番	久 松 公 生 君		

欠席議員

1 4 番 小座野 定 信 君

出席説明者

市 長	宮 嶋 謙 君	産業経済部長	貝 塚 裕 行 君
副 市 長	飯 塚 一 政 君	産業経済部理事	小 泉 一 司 君
教 育 長	井 坂 庄 衛 君	都市建設部長	稲 生 政 次 君
総務企画部長	横 田 茂 君	会計事務局長	加 藤 洋 一 君
市 民 部 長	岩 井 雄 一 郎 君	教 育 部 長	仲 澤 勤 君
保健福祉部長	羽 成 英 明 君	消 防 長	町 島 修 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 齋 藤 明
議会総務課	課 長 由 波 大 樹
〃	課長補佐 鴻 巣 智 子
〃	主 幹 川 原 場 智

議事日程第 2 号

日程第 1 一般質問

- (1) 佐 藤 文 雄 議員
- (2) 石 澤 正 広 議員
- (3) 鈴 木 更 司 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 佐藤文雄 議員
- (2) 石澤正広 議員
- (3) 鈴木更司 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	佐藤文雄	1. 庁舎管理規定について
		2. 複合交流施設の見直しについて
		3. 水道事業の広域化について
		4. 入札制度の改革について
(2)	石澤正広	1. 外国人の定住増加による多文化共生の課題と対策について
		2. 小中義務教育学校の安全対策について
		3. 小中義務教育学校の衛生管理の現状と課題について
(3)	鈴木更司	1. 本市における随意契約の事務手続について
		2. 公共施設のネーミングライツについて
		3. 戸沢公園運動広場周辺の今後について
		4. ジョグパトの普及について
		5. 地域振興券の発行について
		6. 身体障害者手帳及びマル福の交付手続について
		7. 本市の犯罪被害者支援について
		8. 本市の自殺対策について

開 議 午後 1時30分

○議長（来栖丈治君）

こんにちは。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴受付の際にお渡しいたしました傍聴章の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。また、携帯電話、スマートフォン等お持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど音が出ないようなご配慮をお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、通告に基づき、市の一般事務についてただすものであ

ります。したがって、通告のない質問並びに市の一般事務の範囲を超える質問は認められませんので、念のため申し添えます。また、法令等を遵守し、特に個人情報に配慮した上で発言していただくことを求めます。

なお、質問時間につきましては、執行部の答弁時間を含め議員1人70分以内の持ち時間となっておりますので、あらかじめご承知おき願います。

次に、執行部に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡潔明瞭に答弁されるようお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（来栖丈治君）

日程第1、一般質問を行います。

発言を許します。

議員の質問は、一問一答方式により行います。

15番 佐藤文雄君。

[15番 佐藤文雄君登壇]

○15番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄でございます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず第1に、庁舎管理規定についてです。

宮嶋市長は、10月31日本市の庁舎等管理規則の一部を改正しました。今なぜ改正を強行するに至ったのか、お伺いいたします。

○議長（来栖丈治君）

答弁を求めます。

総務企画部長 横田 茂。

○総務企画部長（横田 茂君）

ただいまの質問にお答えいたします。

報道等で既にご了知済みの部分もあるかと思いますが、改めて改正の経緯から申し上げますと、令和7年9月9日に、市職員と思われる者から、匿名で、「市庁舎内における政党議員の優越的立場を利用した政党機関紙の購読勧誘を自粛することの陳情書」と称した内容の投書が寄せられました。要旨といたしましては、管理職を対象に慣例的に行われている事務室内への立入りを含んだ政党機関紙「赤旗」の購読勧誘に関するものでございまして、その方は、地位利用による議会での報復を恐れ、自己の意思に反して購読をしている現状にあるため、全国的に問題視されている例があることや購読勧誘禁止を打ち出している他の自治体があることなどを指摘されまして、本市においても同様に規則改正による配慮を求める内容となっております。このことから、管理職を対象に、令和7年9月16日から22日にかけて任意・無記名の方式のアンケートによる実態調査を実施したところ、一定の事実確認がなされたことから、庁舎等における公務上の中立性の確保や個人情報の保護、意思形成過程における内部情報の機密保持や公務中における職員の服務上の観点などからも具体的かつ早急な対応が必要なものと判断し、10月31日付で改正に踏み切っ

たものでございます。

ご質問における、なぜ今なのかというような問いにつきましては、中立性が求められる公用施設内において、本件についても事務室への出入り等の見直しの可能性を踏まえ、こうした行為がこれまで行われてきたことを疑問視したものでありまして、むしろもっと以前にやるべき対応であったと思っているところでございます。

なお、当該改正は、敷地を含む庁舎等の内部を公用施設として本来のあるべき姿として管理することを目的に行ったものでございまして、その成果として、投書の背景とされる職員への職務環境の改善にもつながるものと想定しております。庁舎等外における購読希望職員個人及び議員個人の思想等は制限されるべきではございませんし、自由な活動としてこれまで同様保障されるべきものだと思っておりますので、今後の対応につきましては、それぞれの個人の認識に委ねる方針としております。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

市長は今陳情書として取り扱ったようですが、差出人の氏名はありましたか。

動議理由（1）1ポツ目

○議長（来栖丈治君）

総務企画部長 横田 茂君。

○総務企画部長（横田 茂君）

匿名でございました。

以上です。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

匿名じゃなくて、封筒には名前が書いてありましたか。差出人はありましたかという質問です。

○議長（来栖丈治君）

総務企画部長 横田 茂君。

○総務企画部長（横田 茂君）

お答えいたします。

私といたしましては、封筒は確認しておりません。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

封筒は、これは白紙です。差出人は不明です。差出人不明の文書は、怪文書として当議会をはじめ県内の議会では取り扱っておりません。市長はなぜ取り上げたんでしょうか。

○議長（来栖丈治君）

市長 宮嶋 謙君。

○市長（宮嶋 謙君）

この件に限らず、差出人の如何にかかわらず問題性を感じた場合には、調査をしたり確認をしたりしております。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

パネル1を見てください。

これは情報公開で出したものでございます。これがいわゆる陳情書といわれるものですが、この中に、「「議会中のあのパワハラ的な態度や質問を受けることを想像するだけで」ストレスと不安を感じて断ることが出来ません」などと、私があたかもパワハラ的な態度や質問などをしていながらとく記載されております。さらに、この文書はこう書かれています。「共産党議員による赤旗購読勧誘は全国的に問題視されています。購読勧誘禁止を打ち出した自治体のように庁舎管理規則で明確に条文を盛り込むことが可能であれば、佐藤議員の勧誘行動を抑えることが出来るのではないのでしょうか」。全国的に問題にしているというふうに書いてあります。これは、主に勝共連合が問題にして陳情書などを排出しております。市長はこのことをご存じですか。

動議理由（1）2ポツ目

○議長（来栖丈治君）

市長 宮嶋 謙君。

○市長（宮嶋 謙君）

全国的に問題になっているというよりも、私はかすみがうら市庁舎内での出来事として問題視したわけでございます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

この次を見てください。

2月20日、かすみがうら市議会議長宛てに提出された要望書、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書が、今年の3月議会に配付されております。ご存じですか。

○議長（来栖丈治君）

市長 宮嶋 謙君。

○市長（宮嶋 謙君）

かすみがうら市議会議長宛ての文書ということで、詳細は把握しておりません。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

この提出者、パワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会及び茨城県の会となっておりますが、この代表者を調べてみると、次を見てください、国際勝共連合茨城県本部代表者です。これは、市長もご存じのように統一教会であります。動議理由（1）2ポツ目

次を見てください。

議員の政治倫理条例でもこの問題が議論になりました。議会の結果、この審議の結果、修正されまして、「庁舎内において、職員に対しての政党機関紙の購読の勧誘、配達、購読料の徴収など一切の行為をしないこと」は省かれました。

次に、私の10月23日に申入れた内容でございます。かすみがうら市庁舎内管理規則の一部を改正する規則について、禁止行為の第5条にある政党及び(11)です、11番目にあるんです。政党及び政治団体の機関紙を購読するよう勧誘し、もしくは配布し、または政党などの広報チラシその他これに類する印刷物等を配布し、もしくは掲示することとありますが、これは、憲法の21条で保障された政治活動の自由、また憲法19条が保障する個人の思想・良心の自由を侵害する内容です。ですから、撤回を求めたわけであります。

宮嶋市長は、差出人不明の投書を匿名の課長だとして陳情として取り上げました。

動議理由(1) 1ポツ目

通常、陳情書は差出人が明確であるものを取り扱うことが原則であります。この陳情書の文面には、課長職という立場にありながら、議会中のあのパワハラ的な質問や態度を受けることを想像するだけでストレスと感じて断ることができないなどと、あたかも私がパワハラしているかのごとく記述されております。極めて心外でございます。私は、課長職職員の皆さんに対して、リスペクトと良心を持って購読のお願いをしております。そして、職員は皆さんが自らの意思で購入されていると思っております。私の申入れに対して、市長は、アンケートの結果、職員に長年にわたって心理的な負担をかけてしまったということが明らかになったので、職務に専念できるように、心理的な圧力などは感じずに仕事ができるような環境を整えることが急務だとの判断で今回の改正を行ったと答えました。しかも、そもそも職員アンケートによって、職員の人事権を持つ市長が幹部職員に政党機関紙の購読の有無を尋ねること自体、職員に心理的圧力がかかる可能性が高く、しかも、購読の際の心理的状況まで回答させるのは、まさに内心の自由への侵害ではないでしょうか。そのような実態調査は問題だと思います。

また、政治的な中立の観点から、政党機関紙を庁舎内で適当ではないとして規則を改正したと言っておりますが、職員が庁舎内で購読することについては、個人がどの政党機関紙を購読しようが自由であり、一般に新聞の報道は業務にかかわって必要になることもあり得ます。その場合は、勤務時間中に読むことが業務の一環となります。行政の中立性というのは、住民に公正中立の立場で行政に携わることであって、個々の職員がどのような思想を持っているかについては、関係ないことではないでしょうか。地方自治体の使命は住民福祉の増進であり、実際事務事業の大半は住民の暮らしに関わるものであります。日本共産党は国民の苦難軽減が立党の精神であり、住民こそ主人公、住民の苦難の軽減の立場で活動しております。党の地方議員、私もそうですが、職員に新聞の購読をお願いするのは、自治体行政が住民福祉の増進の立場で前進することを願うのであります。

そもそも地方議員は選挙で選ばれた住民の代表で、一方、職員は住民全体に奉仕する公務員であり、一部の権力者や政治家の利益のために働く存在ではありません。両者は上下関係にはなく、「赤旗」購読の有無で、幹部職員への質問を厳しくしたり手心を加えたりすることなどはあり得ません。「しんぶん赤旗」は日本外国特派員協会から報道の自由賞を受賞しましたが、受賞の理

由には、民主主義におけるウォッチドッグ・ジャーナリズム、いわゆる権力の監視の重要な役割を証明するものと期待されております。政党支持の如何にかかわらず、「赤旗」でしか知ることのできない真実があると思います。「しんぶん赤旗」の庁舎内での勧誘禁止を求める動きは、さきに述べたように、統一教会国際勝共連合系の団体と人物が全国的に進めているものであります。今回の投書なるものもアンケート調査も、統一教会国際勝共連合の資料がたたき台となっているように見受けられます。

2022年参議院選の最中に起きた安倍晋三元首相銃殺事件をきっかけに、統一教会の犯罪性が浮き彫りになりました。社会的な批判の高まりの中で、東京地裁での解散命令の判断に続き、東京高裁での審査が大詰めを迎えております。統一教会は、行き詰まる自民党政治に正面から対決する日本共産党への打撃を狙って、反共市議の執念で、政党機関紙の勧誘の禁止、規制を画策しているのであります。市長が統一教会と同様な行いをしたことは、極めて残念でなりません。

動議理由（1）3 ポツ目

次に、なぜ今回の改正なのかということについてであります。これは、旧新治小学校の財産の貸付けに関わる特別委員会設置に関する決議、いわゆる調査特別委員会を設置するという小座野定信議員が提案者で、賛同者は私を含む3名、矢口龍人議員、そして櫻井健一議員3名でございます。そして、最初に戻ると、私に対する投書は9月9日です。そして、櫻井健一議員に対する差出人不明の投書、これも封書も確認しております。これは9月8日であります。審査したのは9月2日、特別委員会です。9月3日に議案審査特別委員会で審議をしました。櫻井議員の問題は、既に農業委員会で事態解決に向けて動いている件でございましたが、9月24日の本会議で、櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に関わる調査特別委員会が賛成多数で設置され、翌日の茨城新聞で報道されたわけでありまして。

私についても、10月23日、NHK茨城が、市議が政党機関紙購読勧誘、規則改正で禁止にとして、佐藤文雄市議、まさに名指しで報道されたわけでありまして。さらに、9月24日、矢口龍人議員が経営するゴルフ練習場から、ゴルフボールが当たり散歩中の男性がけがをしたというニュース、これが11月7日に茨城新聞で報道されました。私は、この私を含む3人は、今言ったように旧新治小学校財産貸付けに関わる調査特別委員会に関する議決に賛同した3人です。たまたまなのでしょう。今回の件は、背景には旧新治小学校の貸付け問題があると私は思います。

盾突くものにはバッシングをするというやり方、しかもマスコミを利用するやり方は許されません。住民が主人公の立場で、新治地区の皆さんへの説明会を市長の責任で開催されることを要請して、この件の質問は終わります。動議理由（1）5 ポツ目、（4）

次に、複合交流施設の見直しについてでございます。

これは、宮嶋市長が公約に掲げたものをパネルにしたわけですが。2022年の宮嶋市長の選挙公約と、市長が諮問した中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会における議論、次、これです、この方向性について、私は食い違いがあると感じていますが、市長の見解を求めます。

○議長（来栖丈治君）

市長 宮嶋 謙君。

○市長（宮嶋 謙君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、本市は、人口減少、少子高齢化に伴う扶助費等の増大による厳しい財政運営、公共施設の老朽化や借地問題などの課題に直面しております。限られた財源の中で公共サービスを維持し、持続可能な運営を行っていくことが必要となっております。こうした課題に対応していくためにも、財政負担の軽減を図りつつ老朽化施設の更新を進めていく必要があることから、中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会に諮問をしております。

検討委員会ではこれまで3回の会議を開催しており、素案を作成し、協議していると聞いておりますが、結果の報告については、令和8年3月末を目標に進めており、まだ報告を受けてございません。多角的な検討の結果、どのような答申がなされるか期待しているところでございます。以上です。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

このパネル、市長公約です。これは、2022年7月10日に行われた市長選挙の宮嶋市長の公約です。愛される図書館、文化交流センター整備、場所は「市街地中央に周辺緑地をいこいの広場に」と記載されております。

そこで質問ですが、10月25日、やまゆり館で開催された中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会主催の地域懇談会の資料でございます。4ページ、これが再編案でございます。5ページ目に、同検討委員会が検討している新施設の配置図とイメージ図があります。いずれも確定するものではありませんとしていますが、やまゆり館に図書館、交流センターを増築する案と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（来栖丈治君）

総務企画部長 横田 茂君。

○総務企画部長（横田 茂君）

お答えいたします。

中心市街地における公共施設の在り方の中で、やまゆり館を中心に新たに図書機能を要する方法を素案として検討途中ということでございます。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

事務局のほうは、「やまゆり館に図書・学習機能を新設し、図書やカフェを中心とした多世代での交流が図れる場を整備する案で検討したとしております」と説明をいたしました。実現可能な形で、その後市長に提言して、これが来年3月末だそうではありますが、そこで初めてすり合わせるとあります。「市長公約という政治的な話ではなく、諮問している段階だ。市長の公約とは別なところで進んでいる、ご理解をお願いします」というふうに事務局が説明したと思いますが、いかがですか。

○議長（来栖丈治君）

総務企画部長 横田 茂君。

○総務企画部長（横田 茂君）

お答えいたします。

検討委員会でも議論をスタートした時点におきまして、まず重要なのが、今議員がおっしゃられたとおり、実現可能な計画をつくろうということ。そして、次世代へ過度な負担とならないような計画、さらには、公共施設等のマネジメント基本方針に沿った計画ということからスタートしておりますので、そのような認識かと思えます。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

市長の公約とは関係ないと。別に諮問している段階だということでした。ですから、こういう案そのものが、極めて貧弱だと思います。見てもらえば分かりますが、やまゆり館は非常に軟弱地盤のところなんです。増築など考えられません。そもそも合併特例債でつくったところですが、なんとこの施設の土台層が、48本のくいを打っております。規模の代わりに、くいが大変ある。まさにくいが残る、こういう中身のところでございます。この段階では、事務局が誘導しているんじゃないかという異論が続出いたしました。そもそもスタートから、3施設、やまゆり館、大塚ふれあいセンター、下稲吉コミュニティセンター、いわゆる働く女性の家、これに絞り、新設については論外となっていると思いますが、いかがですか。→10ページ①へ続く

○議長（来栖丈治君）

総務企画部長 横田 茂君。

○総務企画部長（横田 茂君）

お答えいたします。

重複してしまいますけれども、実現可能な計画ということでスタートしておりますので、実現不可能な大変壮大なものを想定するということは、委員の皆さん、非常に消極的だったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

なぜ新しいものは壮大になるのでしょうか。審議もしないで、最初から3本に絞る、3か所に絞る、おかしいんじゃないですか。

○議長（来栖丈治君）

総務企画部長 横田 茂君。

○総務企画部長（横田 茂君）

お答えいたします。

公共施設等のマネジメント計画にもありましたとおり、やはり総量を少し削減していくという方向性は皆さんこれまでどおり理解をされてきた方向性だというふうに感じておりますので、その方向性に倣った形での議論だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

質問に答えておりません。なぜ壮大なのか。審議もしていないのに、最初から壮大だと、なぜそういうふうと言えるんですか。ですから、事務局が誘導しているんじゃないかということなんです。なぜ壮大なんです。議論しないうちに、なぜ壮大というふうを決めつけるんですか。議論してないんですよ。いかがですか。9ページ①より 動議理由（3）

○議長（来栖丈治君）

総務企画部長 横田 茂君。

○総務企画部長（横田 茂君）

当初の計画、当初の会議におきましても、そのような方向性のご意見を会議の中で出された場面もございました。そういったものにつきましては、否定的といいますか消極的な議論がなされた経緯があるので、そう申し上げました。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

私は、1回目の傍聴には参加しました。そういう具体的な話は出ておりません。壮大だという話なんかは出ていませんよ。新設という話、そのことそのものも、やはり出されていないということだと思います。

端的にお聞きします。市長、2022年7月10日の選挙公約を遵守するおつもりはありますか。

○議長（来栖丈治君）

市長 宮嶋 謙君。

○市長（宮嶋 謙君）

選挙公約につきましては、できる限り実現したいと思っておりますが、実現の可能性、将来への負担軽減、そういった様々な課題も同時にございますので、総合的に判断をして進めていくのが責任ある態度だというふうに考えております。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

もともと、愛される図書館、文化交流センターの整備と。場所は市街地中心、中央に。やまゆり館は中心ですか。千代田の市街地の中心だと思いますか。

○議長（来栖丈治君）

市長 宮嶋 謙君。

○市長（宮嶋 謙君）

市街地の中にあるということで、多くの皆さんにご利用いただける位置にはあるというふうに

認識しています。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

立候補するときの当初の考えと変わったのではないかと言わざるを得ません。

次に行きます。

水道事業の広域化。パネルはございません。

水道の広域化について質問いたします。県のシミュレーション言いなりで、1県1水道の事業に当市が加盟を決定いたしました。これまでの一般質問での議論を含め、その問題点について伺いをいたします。

まず最初に、水道法第1条には、清浄・豊富・低廉が事業の目的として明示されております。背景には、憲法25条2項の「国は公衆衛生の向上及び増進に努め」の理念があります。まず、水道法に対する市長の基本的な認識を伺います。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

水道は、命の水であり、憲法第25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む上で、欠くことのできないライフラインです。この理念に基づき制定された水道法では、清浄にして豊富低廉な水の供給を目的としており、その経営は、原則として住民に最も身近な市町村が行うものとされております。しかしながら、同法第6条第2項におきましては、市町村の同意を得ることを条件に、県などの他団体が経営することも認められております。これは、社会情勢の変化により市町村単独での経営が困難となった場合でも、広域的な受皿を用意することで、住民への給水責任を全うできるようにするための規定であると認識しております。

本市が現在直面しているのは、人口減少により、収益減や施設の老朽化といった単独経営を脅かす深刻な課題です。このような状況下において、あくまで市が経営することという形式に固執するあまり、将来的に安全な水を供給できなくなってしまうのは、それこそ憲法25条の理念を損なうことになりかねません。したがって、本市といたしましては、将来にわたって安定した水道水の供給を確実に守り抜くための現実的な手段として、県と連携し、水道広域化を進めてまいります。

以上です。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

市町村に単独での経営が困難となった場合と答弁していますが、どういうことを想定しているんですか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

全国的にですけれども、当市におきましても人口減少が今後予想されます。それによりまして、水道の収益が減少することが同時に予定されます。そんな中、現状の施設を人口が減った自治体があるまま維持していくというのはかなり問題があるということで、これに関しては、水道法が改正されまして、国と、それと県、それから市町村の役割が明確となって、現在水道広域化というものを進めております。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

つまり、人口減少で収益が少なくなる、そうすると収益が少なくなるから赤字が続く。そうすると経営が大変になるということですか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

議員がおっしゃった内容ですけれども、持続可能な水道システムを確立するために、国は平成30年に水道法を改正しております。この改正の最大の要点としては、水道の基盤の強化を法律の目的に据えました。この改正では、特に以下の点が明確にされております。まず、法律の目的が水道の計画の整備から水道の基盤の強化へと変更されました。これは第1条に記載されております。次に、都道府県に対しましては、市町村や水道事業者の広域的な連携の推進役としての責務が明確に規定されております。これは第2条第2です。これは、多くの小規模自治体が抱える課題解決のため、都道府県が中心となり、経営面でのスケールメリットを生み出すため、広域連携を推進するという重要な役割を担うことになったことを意味しております。また、国は水道の基盤強化のための基本方針を定めることとされ、これを踏まえまして、都道府県では、関係市町村等の同意を得て水道基盤強化計画を定めることができるようになりました。加えて、広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設置できることとされました。この改正は、水道事業の運営を個々の事業者が抱え込む時代から。

（発言する者あり：短くお願いします）動議理由（2）、（3）

○都市建設部長（稲生政次君）

都道府県、市町村が連携して取り組む新たな取組へと変えたものです。

以上です。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

簡単に言うと、県に任せれば解決するということですか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまご説明したとおり、広域化になりまして、それを、スケールメリットを生かして水道

事業を継続的に運営するというような方針に変更したということでございます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

県に任せれば解決するということと同じじゃないですか。

水道法の清浄とは、水質基準による安全にとどまらず、水源確保、汚濁規制、PFOS、PFOA対応から高度浄水までを含めた国、自治体責任での範囲であります。豊富とは、強靱を口実に施設を統廃合・集約して、老朽化を理由に国民負担を許す理念ではないと思います。ましてや、持続を語って、住民の目が届く市町村水道から離れた広域化を進めることではないと思います。低廉に至っては、これが抹殺され、哲学なき受益者負担増が容認されてしまっているのではないのでしょうか。実際は、全国的な給水量減少にもかかわらず、かなりな国交省水資源開発基本計画を根拠にダム開発やこれが継続され、水道料金の負担が課せられております。その具体例が霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダム建設などの大型公共事業であります。老朽化対応も含めた新施設への更新には、減価償却費の名で水道料金の3割から5割部分も含めて利用者が負担しております。なぜ今国は、安全、強靱、持続に変えたのか。全額利用者負担の独立採算制による水道運営を継続させるためではないのでしょうか。物価高騰の下、公共料金の在り方や災害対応、技術向上のために、国と自治体が果たすべき役割は大きくなっております。抜本的な責任と水道の今後が問われているのではないのでしょうか。

県は、1県1水道をうたっておりますが、守谷市も不参加を決めました。これで、水道事業供給される総人口の半分以上が不参加になりました。1県1水道は事実上破綻しているのではないのでしょうか。県はこの状況で、それでも突っ走るつもりでございましょうか、お答えください。

動議理由（1）4ポツ目

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、全国の水道事業は、先ほども申し上げましたとおり従来の拡張整備の時代から既存基盤を維持強化する時代へと大きく転換しております。そうした中での主な課題としましては、次の3点に集約されております。1つ目としては、施設の老朽化と耐震化の遅れです。

（発言する者あり：短くお願いします）動議理由（2）、（3）

○都市建設部長（稲生政次君）

脆弱な経営基盤、そして技術職員の減少でございます。こうした課題を克服し、将来にわたり安全な水を供給するため、繰り返しになりますが、平成30年に水道法改正し、法律の目的を水道の基盤の強化に据えました。これに伴いまして、茨城県は水道の広域化を進め、住民に安全な水を届けるというような事業に携わっていると認識しております。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

水道を供給される県民の半数以上が、これに参加しない、破綻したんじゃないか。それでも進めるのかという質問に答えていないですよ。答えられないんじゃないかなと思うんです。

動議理由（１）４ポツ目

長々と答弁されますが、長々だと、私が困ります。**動議理由（２）、（３）**

県の地下水取条例において許可が必要になる。規制の対象となる用水、いわゆるポンプです、基準断面積は、目的が水道用の場合、吐き出し口の断面積が50平方センチメートルを超えるものは規制の対象、これは確認されていますか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、茨城県の地下水条例におきましては、揚水機の吐き出し口の断面積が50平方センチメートル以下であれば許可制の対象外となります。届出のみで設置は可能であると県水政課にも確認しております。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

県のホームページを見ますと、大まかな目安として、ポンプの吹き出し口の断面積が50平方センチメートルあれば、日量792トン程度の揚水量が考えられるとありました。広域連携に加入すると、令和18年には、千代田地区の地下水取水をやめ、全て県中央からの受水に切り替えなければならない。これは、地下水の規制区域だからやむを得ないというふうな説明を受けましたが、自己水源として地下水を続ける余地がまだあるのではないのでしょうか、いかがですか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまのご質問にお答えします。

ただいまご指摘ありましたように、50平方センチメートル以下であれば届出のみで井戸を継続することが可能であるということです。しかしながら、本市の水道事業として採用できるかという点につきましては、極めて慎重な判断が必要であると考えております。規制対象外となるような小口径のポンプにダウンサイジングした場合に、1つの井戸からくみ上げられる取水量は、現在よりも大幅に減少します。仮に今の水量を維持しようとするれば、市内各所に小規模な井戸を多数新たに掘削しなければならない。そうなりますと、井戸の整備費、電気代等維持管理が膨れ上がり、現在のシステムに比べまして費用対効果が悪化することが懸念されると判断しております。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

千代田地区には3か所あるんです、地下水をくむところ。今、小規模のポンプをダウンサイジングしてやると、多数のところからくみ上げなきゃいけない。そこまで言っているわけじゃない

んですよ。全くくむことができないと今まで言ってきたわけです。そうじゃないよ、50平方センチメートル以下はくむことができるよということが分かったわけです。ですから、そういう状況でもくみ上げることはできる。つまり、地下水を生かすことができるということなんです。

それで、お聞きしますが、3か所の千代田の井戸、それぞれ吐き出し口の口径は幾らですか。そして、この3か所の井戸、下中の施設の場内の取水井戸、それから大塚団地の取水井戸、江後田の取水井戸、これについての動力費は幾らかかっているか。それから、同じく井戸からくみ上げた薬品費は年間幾らかかっているか。そのほかにかかっている経費はあるか。例えば委託料とか通信費とか人件費、年間幾らかかっていますか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、下稲吉1号井戸、大塚にありますけれども、口径125ミリメートルです。下稲吉2号井戸、下稲吉第2浄水場内が口径125ミリメートル、下稲吉3号井戸、江後田地区、口径80ミリメートルとなっております。

千代田地区の井戸にかかる費用につきまして、説明いたします。まず、動力費になりますが、3か所の井戸のみで約950万円かかっております。薬品費につきましては、3か所の井戸水が下稲吉第2浄水場に集められて、塩素注入され、それに係る薬品費合計は、10か年平均で約170万円となっております。その他の費用につきましては、委託料で約480万円うち井戸にかかる水質検査料は約50万円、通信運搬費で約100万円程度かかっているところです。これらを合計しますと、毎年おおむね1700万円程度かかっていると想定されます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

つまり、下中のくみ上げるところが口径125、大塚団地、ここが同じく125、口径が80ということとであります。ちょっとそうすると、最初950万円と言いましたが、950万円は間違いじゃないですか、確認します。

○議長（来栖丈治君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時24分

再 開 午後 2時24分

○議長（来栖丈治君）

再開いたします。

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

先ほどのご質問にお答えいたします。

950万円というような情報で私どもは認識しております。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

瀧ヶ崎課長と昨日連絡を取りましたけれども、いわゆる125、これは同じく下も125。これは350万円だと言っていました。350万円掛ける2、江後田が170万円、合計が870万円です。聞いていませんか。聞いていなかったらしょうがないです。いずれにしても、当初話をして、私のほうで詰めたら、2000万円と言ったんです。でも、人件費なんかかかかっていないよというふうに言ったら、人件費を除きました。そうすると、1700万円だと。でも、1700万円でも、今言った950万円は間違い。870万円、そういうことになると思います。後で原価計算の結果は、数字を入れないと正確には分かりませんが、アバウトで、後で報告します。

それでは、災害が発生し長期間停電した場合であっても、防災井戸があれば、即座に飲料水を市民に提供する体制が整っているのでしょうか。維持費は幾らかかっていますか、お答えください。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本市では、災害時に飲料水や生活用水を確保するため、市内6か所の防災井戸を設置しております。設置場所は、下稲吉小学校、下稲吉中学校、千代田義務教育学校、霞ヶ浦中学校、霞ヶ浦北小学校、ウエルネスプラザの6施設です。災害時には、井戸水を安全に飲めるよう塩素を自動で注入する塩素注入器を備えており、停電に備えて自家発電装置も併設しております。これらの設備により、非常時でも安全な水を安定して利用できる体制を整えております。

なお、東日本大震災の際には断水が発生し、下稲吉小学校などで給水車による水の配布を行いました。本市には給水車1台を保有しており、市役所や避難所など必要な場所へ出向き、状況に応じて水を届けることができます。また、防災井戸が災害時に確実かつ安全に機能するよう平常時から維持管理を行っております。防災井戸の機器点検及び水質検査業務にかかる委託費は、年間45万円となっております。

以上です。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

防災井戸飲料水ということをネットで調べてみましたが、ヒットしないんです。災害時の生活用水、洗濯とかそういうものには設置されているようですが、塩素を入れただけで飲料水として市民に提供することは難しいと思います。いかがですか、塩素を入れれば済むんですか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

防災部局のほうからは、飲料水として利用できるような井戸の水だということでお聞きしてお

ります。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

常に水質検査をしなきゃいけないんじゃないですか。塩素を入れただけでは駄目でしょう。45万円ですよ、年間。それですぐ飲めるような状況ではないと思いますよ。後できちっと調べてください。

それで、今どのぐらいくめるかという話をしました。日量792トンで、3か所くみ上げています。例えば今の計算で、私は2000万円だという前提で計算をしますと、20円なんです。それを362日、これで計算しますと、年間水道原価、これが1734万4800円。そして、今ちょっと1,700円といいましたが、これ5円ぐらい安くなると仮定すると、1億3860万8600円というふうになるんです。県政用水はかなり高いんです。これは132円です。365日を掛けますと、1億1447万5680円ということになります。そうすると、比べてみますと、対比として極めて安くなります。15円で計算すると、約1億円安くなります、地下水を使うと。また、同じく20円と仮定すると、大体900円程度安くなるということになります。

令和7年2月20日の全員協議会で、水道事業広域化についての説明がありました。そのデメリットのところに、「全水量を県水にした場合の災害時における水の供給が懸念される」とあります。これが8月18日の総務経済委員会では、災害における水の確保のところ、「防災井戸6か所に対応しているので、地下水を県水に切り替えた際、使用しなくなる井戸を防災用井戸として利活用していくかについては、防災担当と連携して方向性を決める」とありました。これは、自己水源を大切と言っているながら、後退しているのではないのでしょうか、お答えください。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご懸念の、後退したのではないかという点についてですが、決して方針を後退させたわけではなく、実務レベルでのより詳細な検討段階に入ったとご理解いただきたいと思います。ご指摘のとおり、全員協議会では確保は可能という技術的な選択肢をお示ししました。その後、防災部局との協議を行いましたところ、現時点におきましては、既に整備されている防災井戸や備蓄体制によって、直近の災害対応は図られているとの見解が示されております。しかしながら、広域化による施設の切替えや浄水場の廃止までにはまだ相当の期間がございますので、現時点の判断だけで直ちに全ての井戸を不要と断定し、可能性を閉ざしてしまうのではなく、将来的な利活用の可能性も含め、引き続き有効な資産として活用できるか、時間をかけて慎重に検討してまいります。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

今、事務レベルで、より詳細な検討段階に入ったとおっしゃいました。これはどういう検討で

すか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

具体的には、まず飲料水の確保は防災部局のほうで確保されているということなので、ほかに生活用水について確保できるか。浄水機能を維持することになりますと、機器をそのまま残すということになりますと、またこれも経費がかなり継続してかかるような状況になりますので、そういった懸念される点も考慮しまして、残すか残さないかについては、今後防災部局とも慎重に話し合いを行いまして、検討を進めてまいります。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

なんかよく分かりません。やはり今の地下水を、どう自己水源を生かすかということがポイントだと思います。

令和18年度以降も、霞ヶ浦、これ、霞ヶ浦というのはあっちなんです。地方じゃなくて霞ヶ浦、霞ヶ浦浄水場では、地下水をくみ続けるけれども、千代田地区のほうでは行わないということになっておるようですので、千代田地区に限って、お伺いいたします。

茨城県の地下水の採取の適正化に関する条例では、昭和52年4月1日から施行されております。千代田地区の、いわゆる当時の千代田村の水道事業を始めたのはいつからですか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

簡易水道事業としては昭和36年度から順次運営されておりますが、水道事業として認可を受けたのは、昭和51年度になります。

以上です。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

千代田地区では、人口増加、かなり増えてきたんです、市街地で。その市街地で水道事業が拡張したらいいんです。地下水のくみ上げは足りなくなる。県に要請して、県政用水から受水した。それが4,600トン、日量、最大。ということは、地下水の利用を前提に水道事業が成り立っているということでありまして。水道法の理念には、清浄にして豊富低廉な水の供給。なぜ今、地下水を放棄するのでしょうか、お伺いします。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

以前にも答弁させていただきましたが、地下水は、永年にわたって本市の水源を支えてきた貴重な財産であります。今後も有効に活用していきたいという議員のお気持ちは、私たちも同じでございます。しかしながら、本市の地下水取水許可につきましては、あくまで県水に切り替えるまでの暫定的な許可でございます。広域連携に参加しない場合でも、この暫定的な許可はいずれ終了するというのが県の基本的な考え方です。その上で、先ほど話された揚水機の吐き出し口の断面積が50平方センチメートル以下であれば許可制の対象外となり、届出のみで設置が可能であることにつきましては、繰り返しになりますけれども、これを本市の水道事業として採用できるかどうかという点につきましては、極めて慎重な判断が必要です。単に規制をクリアできるかという観点だけではなくて、将来にわたる維持管理費や施設の更新コストが市民負担として跳ね返らないかという経営的な視点から、現実的な選択肢となり得るか、慎重に精査していく必要があると考えております。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

今地下水がいかに安い。132円と20円とか、50円。50円もならないよね、20円ぐらいですから、それと比べたら地下水を生かすというのは当然じゃないですか。前にも話しましたが、千葉県でも同じように、こういう暫定井戸の継続利用と千葉県の環境保全条例の見直しにかかる要望書というのが出ているんですよ。つまり今のハッ場ダムだったりいろんな事業が終わったとしても、地下水はくましてくれという要望書です。こういう形で、安い、低廉、豊富、清浄、これをしっかりと確保して地下水を生かす、これが今必要だというふうに思います。

新治の浄水場の廃止を今決めているというふうに聞いておりますが、その代わりとして、県中央から千代田地区に送水できるよう工事を完了させられておりますが、令和18年だと思っております、いかがですか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の広域連携のスケジュールによりますと、県の事業計画では、令和18年度に県中央施設の高浜から下稲吉第2浄水場へ送水されることになっております。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

既に霞ヶ浦浄水場から、霞ヶ浦です、出島の、県中央からの受水の相当分を千代田地区のほうに回しているんです。送水しています、下稲吉第2浄水場に。これは3.11の問題から始まったんですが、新治浄水場からの県水460トン確保しなければならないと思いますが、千代田地区の自己水を少しでも多く残す努力をしたとしても、不足する分は今のよう送水すればいいんじゃないかという質問です。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

現在の水の流れは、主に県中央用水から霞ヶ浦浄水場に送水され、霞ヶ浦地区を賄っている系統と県西用水から下稲吉第2浄水場に送水される千代田地区を賄っている2系統となっております。また、震災を経て、災害対応時に相互送水できるように連絡管を霞ヶ浦浄水場から下稲吉第2浄水場を結ぶ送水管を布設しております。ご提案の、自己水源を最大限維持し、不足分だけを現在のルートでということですが、部分的な受水費の削減効果という点では理解いたしますが、しかしながら、この手法を継続するためには、浄水機能を持つ井戸施設の維持管理費や近い将来に必要となる大規模な更新費用が発生します。これらの費用を含めた総体的な判断が必要となります。さらに、技術面と危機管理面で決定的な課題がございますので、県としっかりこの内容につきましても検討して進めたいと思います。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

今、霞ヶ浦、出島の浄水場から新治の千代田の浄水場に送水しているでしょう。これ、相互送水じゃないんですよ。一方的ですよ。千代田から霞ヶ浦、出島のほうに送れませんよ。相互送水というんですか、送水だけでしょう。間違ってるんじゃないですか、いかがですか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

現在の送水を見ますと、日量、送水量960立方メートルの送水が霞ヶ浦から下稲吉浄水場まで送られているところです。反対方向の送水については現在行われておりませんので、送水できるかどうかについては、後ほど確認したいと思います。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

いずれにしても、井戸の施設といっても、取水ポンプ、制御盤、簡易建家、そして導水管しかないんです、井戸の施設というのは。これが4条予算で執行できるということだそうです。起債の対象になって減価償却が認められているというふうに言われておりますが、いかがですか。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず、水道事業は、施設や装置が必要な装置産業ということもありますので、これからの水道事業はダウンサイジングが一番のテーマとなっております。具体的にいえば、施設の統廃合になります。そうしますと、やはり施設を残すことイコール将来的な負担が増えるというような認識で今のところは進んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

時間が参りました。もっと時間がほしかったんですが、漏水調査の問題と当市の水道管の状況について、お答えいただけますか。漏水の検査の件数と配水池の布設の時期の関係について、また、経過年数ごとの布設管の長さについて教えてください。

○議長（来栖丈治君）

都市建設部長 稲生政次君。

○都市建設部長（稲生政次君）

ただいまの質問にお答えいたします。

漏水調査につきましては、毎年度、漏水の多い地区について順次行っております。昨年度は上佐谷、山本地区を行っております。配水管布設時期との関係につきましては、当然経過年数だけではなくて老朽化で漏水することもあります。漏水の多いエリアを絞って実施している状況です。現在、来年度にかけて水道管の更新計画を作成しておりますので、漏水状況など様々な情報を勘案して計画を作成してまいります。市の水道管の状況につきましては、総延長が426.7キロメートルとなっております。経過年数で見ますと、40年以上経過が概ね39キロメートルで全体の9.1%、30年以上40年以下が120キロメートルで28.1%、20年以上30年未満が191キロメートルで44.8%、20年以内が76.7キロメートルで18%となっております。

以上です。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

質問を終わりますが、あと残っているのは、また3月の議会でやりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

（略）

佐藤文雄議員の一般質問における懲罰動議該当箇所

①答弁者

・ [REDACTED]

該当の定例会

- ・ 令和 7 年第 4 回定例会（12月 3 日）
 通告事項：庁舎管理規定について
 複合交流施設の見直しについて
- ・ 令和 7 年第 1 回定例会（3月 13日）
 通告事項：複合交流施設整備計画について

該当箇所

【令和 7 年第 4 回定例会（12月 3 日）】

※市議会ホームページで公開している議会中継映像（以下、「映像」）

URL ↓

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]

○ 15 番（佐藤文雄君）

市長は今陳情書として取り扱ったようですが、差出人の氏名はありましたか。

映像の時点：0時間6分50秒～

内 容：投書の取扱いを「陳情書として扱った」と断定した事実誤認の発言

○ 15 番（佐藤文雄君）

市長の公約とは関係ないと。別に諮問している段階だということでした。ですから、こういう案そのものが、極めて貧弱だと思います。見てもらえば分かりますが、やまゆり館は非常に軟弱地盤のところなんです。増築など考えられません。そもそも合併特例債でつくったところですが、なんとこの施設の土台層が、48本のくいを打っております。規模の代わりに、くいが大変ある。まさにくいが残る、こういう中身のところでございます。この段階では、事務局が誘導しているんじゃないかという異論が続出したしました。そもそもスタートから、3施設、やまゆり館、大塚ふれあいセンター、下稲吉コミュニティセンター、いわゆる働く女性の家、これに絞り、新設については論外となっていると思いますが、いかがですか。

○議長（来栖丈治君）

[REDACTED]
 ○ [REDACTED]

お答えいたします。

重複してしまいますけれども、実現可能な計画ということでスタートしておりますので、実現不可能な大変壮大なものを想定するということは、委員の皆さん、非常に消極的だったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

なぜ新しいものは壮大になるのでしょうか。審議もしないで、最初から3本に絞る、3か所に絞る、おかしいんじゃないですか。

○議長（来栖丈治君）

○

お答えいたします。

公共施設等のマネジメント計画にもありましたとおり、やはり総量を少し削減していくという方向性は皆さんこれまでどおり理解をされてきた方向性だというふうに感じておりますので、その方向性に倣った形での議論だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）

15番 佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

質問に答えておりません。なぜ壮大なのか。審議もしていないのに、最初から壮大だと、なぜそういうふうに言えるんですか。ですから、事務局が誘導しているんじゃないかということなんです。なぜ壮大なんです。議論しないうちに、なぜ壮大というふうに決めつけるんですか。議論してないんですよ。いかがですか。

映像の時点：0時間31分28秒～

内 容：威圧的な言動

【令和7年第1回定例会（3月13日）】

※市議会ホームページで公開している議会中継映像（以下、「映像」）

URL↓

○15番（佐藤文雄君）

市の職員は庁議でやれるんですよ。ただ聞いているだけではないでしょう。議事録が出るんですよ、ちゃんと。それ読んで、それで、やっぱり意見をできる限り聴取するというのが大

事だと思うんだよね。ですから、今確認しますが、新たに何名かでも、地域からぜひ委員として出たいという方がいらっしゃったら、その分は受入れすることができますね。

○議長（来栖丈治君）

■■■■■■■■■■
○■■■■■■■■■■

市民の方からご意見を頂戴する機会は、先ほども申しあげましたとおり既に予定をして進めさせていただく方針でございます。よって、十分に意見を提案できる場は確保できていると考えてございます。よろしくお願いいたします。

映像の時点：0時間9分3秒～

内 容：威圧的な言動

○15番（佐藤文雄君）

あくまでも拒否するということですか。これ以上は、10人は限度だと。今2人を削ってもいいよと。そういうことで、今後は10人にこだわるということなんですか。

○議長（来栖丈治君）

■■■■■■■■■■
○■■■■■■■■■■

何度も繰り返してしまいますけれども、まだ会議は1回しか開いてございません。それにこの10名にこだわるということよりも、まずは適切な議論を開始させていただくということが現実的かと思えます。

以上でございます。

映像の時点：0時間10分7秒～

内 容：威圧的な言動

○15番（佐藤文雄君）

だから断っていることと同じでしょう。当時文教厚生委員長だった久松委員が、当委員会における検討内容についてと言って、こんなこと言っているんですね。新たな施設の整備に向けて検討するのか、現状の公共施設を生かした検討するのかという問いに、事務局側は市街地にある3つの公共施設の統廃合や新たな施設の整備等を多角的に検討いただき、基本方針のような形で議論をまとめていきたいと述べているんですね。市街地にある3つの公共施設の統廃合、これも視野に入れているんですか。

○議長（来栖丈治君）

■■■■■■■■■■
○■■■■■■■■■■

中心市街地における公共施設の在り方ということでございますので、当然その部分につきましては視野に入れてございます。しかし、まだまだ利用可能な施設もございますので、時間的な、時間差というのは当然でございます。その辺りも含めまして、検討委員会で様々な案をまとめさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

映像の時点：0時間10分55秒～

内 容：威圧的な言動

○15番（佐藤文雄君）

事務局のほうから提案したんですよ。なんで事務局のほうで5人だって制限したんですかと聞いているんですよ、答えになっていないよ、あなた。教えてください。

映像の時点：0時間14分53秒～

内 容：威圧的な言動

②答弁者

・

該当の定例会

・ 令和7年第4回定例会（12月3日）

通告事項：水道事業の広域化について

該当箇所

【令和7年第4回定例会（12月3日）】

※市議会ホームページで公開している議会中継映像（以下、「映像」）

URL ↓

[Redacted URL]

○

議員がおっしゃった内容ですけれども、持続可能な水道システムを確立するために、国は平成30年に水道法を改正しております。この改正の最大の要点としては、水道の基盤の強化を法律の目的に据えました。この改正では、特に以下の点が明確にされております。まず、法律の目的が水道の計画の整備から水道の基盤の強化へと変更されました。これは第1条に記載されております。次に、都道府県に対しましては、市町村や水道事業者の広域的な連携の推進役としての責務が明確に規定されております。これは第2条第2です。これは、多くの小規模自治体が抱える課題解決のため、都道府県が中心となり、経営面でのスケールメリットを生み出すため、広域連携を推進するという重要な役割を担うことになったことを意味しております。また、国は水道の基盤強化のための基本方針を定めることとされ、これを踏まえまして、都道府県では、関係市町村等の同意を得て水道基盤強化計画を定めることができるようになりました。加えて、広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設置できることとされました。この改正は、水道事業の運営を個々の事業者が抱え込む時代から。

[佐藤議員「短くお願いします」と呼ぶ]

○

都道府県、市町村が連携して取り組む新たな取組へと変えたものです。

以上です。

映像の時点：0時間41分50秒～

内 容：恫喝的と受け取られる言動・威圧的な言動

○15番（佐藤文雄君）

県に任せれば解決するということと同じじゃないですか。

水道法の清浄とは、水質基準による安全にとどまらず、水源確保、汚濁規制、PFOS、PF

OA対応から高度浄水までを含めた国、自治体責任での範囲であります。豊富とは、強靱を口実に施設を統廃合・集約して、老朽化を理由に国民負担を許す理念ではないと私は思います。ましてや、持続を語って、住民の目が届く市町村水道から離れた広域化を進めることではないと思います。低廉に至っては、これが抹殺され、哲学なき受益者負担増が容認されてしまっているのではないのでしょうか。実際は、全国的な給水量減少にもかかわらず、かなりな国交省水資源開発基本計画を根拠にダム開発やこれが継続され、水道料金の負担が課せられております。その具体例が霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダム建設などの大型公共事業であります。老朽化対応も含めた新施設への更新には、減価償却費の名で水道料金の3割から5割部分も含めて利用者が負担しております。なぜ今国は、安全、強靱、持続に変えたのか。全額利用者負担の独立採算制による水道運営を継続させるためではないのでしょうか。物価高騰の下、公共料金の在り方や災害対応、技術向上のために、国と自治体が果たすべき役割は大きくなっております。抜本的な責任と水道の今後が問われているのではないのでしょうか。

県は、1県1水道をうたっておりますが、守谷市も不参加を決めました。これで、水道事業供給される総人口の半分以上が不参加になりました。1県1水道は事実上破綻しているのではないのでしょうか。県はこの状況で、それでも突っ走るつもりでございましょうか、お答えください。

映像の時点：0時間43分59秒～

内 容：市の事務とは無関係な事項（県事務等）の執拗な追及

○

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、全国の水道事業は、先ほども申し上げましたとおり従来の拡張整備の時代から既存基盤を維持強化する時代へと大きく転換しております。そうした中での主な課題としましては、次の3点に集約されております。1つ目としては、施設の老朽化と耐震化の遅れです。

[佐藤議員「短くお願いします」と呼ぶ]

○

脆弱な経営基盤、そして技術職員の減少でございます。こうした課題を克服し、将来にわたり安全な水を供給するため、繰り返しになりますが、平成30年に水道法改正し、法律の目的を [佐藤議員「同じことは言わないでください」と呼ぶ] 水道の基盤の強化に据えました。これに伴いまして、茨城県は水道の広域化を進め、住民に安全な水を届けるというような事業に携わっていると認識しております。

映像の時点：0時間46分29秒～

内 容：恫喝的と受け取られる言動・威圧的な言動

○15番（佐藤文雄君）

水道を供給される県民の半数以上が、これに参加しない、破綻したんじゃないか。それでも進めるのかという質問に答えていないですよ。答えられないんじゃないかなと思うんです。

映像の時点：0時間47分10秒～

内 容：市の事務とは無関係な事項（県事務等）の執拗な追及

○15番（佐藤文雄君）

長々と答弁されますが、長々だと、私が困ります。

県の地下水取条例において許可が必要になる。規制の対象となる用水、いわゆるポンプです、基準断面積は、目的が水道用の場合、吐き出し口の断面積が50平方センチメートルを超えるものは規制の対象、これは確認されていますか。

映像の時点：0時間47分28秒～

内 容：恫喝的と受け取られる言動・威圧的な言動

③答弁者

- ・ [REDACTED]

該当の定例会

- ・ 令和7年第1回定例会（3月13日）
通告事項：霞ヶ浦コミュニティセンター（旧あじさい館）の浴室について
- ・ 令和6年第4回定例会（12月5日）
通告事項：霞ヶ浦コミュニティセンター（旧あじさい館）の浴室について

該当箇所

【令和7年第1回定例会（3月13日）】

※市議会ホームページで公開している議会中継映像（以下、「映像」）

URL ↓

[REDACTED]
[REDACTED]

○15番（佐藤文雄君）

施政方針のときに、この券を配るのは代替措置かと言ったら、そうじゃないというふうにおっしゃいましたよね。今代替措置だというふうなことをおっしゃっています。これ矛盾していますよね。いずれにしても、65歳の方に2枚、8月か9月頃に出すということですが、幾らですか、金額。

○議長（来栖丈治君）

[REDACTED]
○ [REDACTED]

1人500円でございます。

[佐藤議員「違う、全体。全額。全額幾ら。ちょっと暫時休憩」と呼ぶ]

映像の時点：0時間30分45秒～

内 容：威圧的な言動

【令和6年第4回定例会（12月5日）】

※市議会ホームページで公開している議会中継映像（以下、「映像」）

URL ↓

[REDACTED]
[REDACTED]

○ [REDACTED]

今回の業務につきましては、あくまでメインとしては壁面からの漏水の調査ということでございまして、加えて、改修した場合の費用を概算費用として出ささせていただいたものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

佐藤文雄君。

○15番（佐藤文雄君）

答えになっていないですね。詳細が分からなければ積算の中身だってチェックできないと。チェックができなくても、一式でこんなものだと。その根本英設計事務所を信用すると。信用してこれを設計した。設計というか、もう提示をしたということになるわけですね。全く信用して、あとは詳細は求めなかったということですね。

映像の時点：0時間37分32秒～

内 容：威圧的な言動

○

地域ミーティングの際、霞ヶ浦コミュニティセンターの機能維持のための年次的な改修が必要となる工事によって概算経費を説明させていただいたと思います。

主なものとしましては、今年度に視聴覚室照明の更新工事としまして、設計並びに工事費として約2300万円、空調設備改修工事の設計費として1430万円でございます。

また、令和7年度から8年度にかけて、空調設備改修工事で4億円から5億円程度を予定してございます。また、令和8年度以降には照明設備等更新工事、設計並びに工事費に約6000万円、**[佐藤議員「時間になっちゃうからさ」と呼ぶ]** 高圧受変電設備更新工事、設計並びに工事に約3億円かかるものと見込んでございます。

以上でございます。

映像の時点：0時間56分50秒～

内 容：威圧的な言動

○15番（佐藤文雄君）

ポイントを、10億円の説明をしていないじゃないの。10億円の説明をしてよ。ここがポイントなんだよ。何でこれを、10億円の説明をしないの、大規模修繕。10億円の説明してよ。書いてあるでしょうって。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時29分

○議長（小座野定信君）

再開します。

○

お答えをいたします。

ただいま説明した内容ではございますけれども、空調設備に4億円から5億円程度、また、高圧受変電設備更新工事等に3億円程度かかるようなことで、約10億円ということで説明をさせていただいたと思います。

映像の時点：0時間57分00秒～

内 容：威圧的な言動

かすみがうら市議会懲罰特別委員会会議録

令和7年12月5日 午後5時33分 開 会

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	井出有史
委員	矢口龍人
委員	岡崎勉
委員	櫻井繁行
委員	鈴木貞行
委員	鈴木更司
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

委員外議員

なし

出席説明者

なし

出席書記名

議会総務課課長補佐	鴻巣智子
議会総務課主幹	川原場智

議 事 日 程

令和7年12月5日（金曜日）午後5時33分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 正副委員長の互選について
 - (2) 閉会中の継続審査の申し出について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 会 午後5時33分

○岡崎 勉臨時委員長

私、年長ですので臨時委員長です。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。 [午後 5時33分]

○岡崎 勉臨時委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時33分]

これより私が委員長が互選するまでの間委員長の職務を行います。よろしくご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は8名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主幹、以上2名を指名いたします。

初めに、委員長の互選を行います。

委員会の条例第9条の規定により、委員長は委員会において互選することになっております。

お諮りいたします。

委員長の互選は、先例により指名推選で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉臨時委員長

ご異議なしと認めます。

よって指名推選といたします。

これより委員長の候補者につきましてご意見等をお伺いをいたします。

どなたかご推挙いただけますか。

○櫻井繁行委員

ぜひ久松委員のほうで、委員長務めていただいて、円滑な懲罰委員会、務めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○岡崎 勉臨時委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉臨時委員長

ただいま、櫻井繁行委員から久松委員を委員長に推選するのご意見がございました。

それでは、久松委員を委員長とすることによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉臨時委員長

ご異議なしと認めます。よって委員長に久松委員が当選されました。

ここで本席を委員長に交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

暫時休憩します。 [午後 5時35分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時35分]

ただいま櫻井繁行委員のほうより委員長職を推挙されました。久松公生です。円滑な委員会が進みますようご協力のほうよろしくお願いいたします。

それでは次に、副委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、副委員長は委員会において互選することになっております。

お諮りいたします。

副委員長の互選は先例により指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「委員長一任」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

委員長一任との声がありました。

それでは副委員長には、井出有史委員をお願いいたします。

お諮りいたします。

ただいまの副委員長に井出有史君を指名しました。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、副委員長に井出有史委員が当選されました。副委員長一言ごあいさつ申し上げます。

○井出有史副委員長

副委員長を務めさせていただきます。皆様のご協力いただき、しっかりと審査をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

それでは、そのように議長に報告させていただきます。

次に、本特別委員会の審議期間についてですが、本会議中に拙速な審査をして結論を出すことは、議員の身分に関わる問題であるため、適当ではないと思われることから、閉会後も審査を継続したいと存じます。

つきましては、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の継続審査申出書（案）について、お目通しを願います。

暫時休憩します。 [午後 5時38分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時39分]

お諮りします。本案のとおり議長あてに閉会中の継続審査について申し出ることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それではそのように議長あてに申し出させていただきます。

以上で本日の日程事項はすべて終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

○矢口龍人委員

これどういうふうな流れで今後審査していく予定なんですか。確認します。

○久松公生委員長

それでは今のことですけれども懲罰委員会ということで、調査をしていく中で、それが、どういうふうに値するのかを皆さんで、審査していただくんですが、結果といいますか、それは懲罰委員会の中には、いろんな項目がありまして、訓告とか勧告とか…

[「どういうふうに流れを進めていくのかってことでしょうか」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

やはり先ほど動議させていただいた内容で、一般質問についてが、議題でありますので、もう1回一般質問の内容の会議録等を見ながら、一事一事この項目に従って、皆さんで審議、審査していただければと思います。

○矢口龍人委員

参考人の招致もするようになるんですか、内容によってだろうけれども。

○久松公生委員長

矢口委員のおっしゃったように、そこは内容によって、皆さんで、その辺は審査していきたいと思えます。

○矢口龍人委員

たとえば、ハラスメント行為が、あったか、ないかということも調査するしかないんでしょうこれ、そこにあるんだから。市役所職員にも、参考人招致してもらって、聞くという、そういうことで、書いてあるんでけれども、内容を精査するしかないでしょうよ。だからそれにはもちろん、要するに、相手がいなくちゃしょうがないことだから。相手がない場合は、不起訴なわけだよな。成り立たないということでしょう。

[「その辺も、調査研究しながら進めていけばいいんだよ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

いや、だから基本的なことはしっかりと正副委員長で、調べておいてくださいよ。

それを、委員会のほうで提案してもらって、それを調査するという流れがいいんじゃないのか。

じゃないと、みんなで集まって、何やんべになっちゃうからさ。だから、議題に沿って、ちゃんと精査してください。お願いします。

○久松公生委員長

矢口委員の意見を今要望として受けとりまして、委員長副委員長で、執行部とも打ち合わせしながら進めていきたいと思えます。

ほかにありませんか。

○櫻井健一委員

4つのところの項目で、僕は内容として足りないっていうか効力が少ないんじゃないかっていうような意見をさっき言わせていただきました。

それで、久松委員長が感じたとか、何々のなっているような表現がたくさん入ってたんですけども、それが今のそのパワハラですとかそういうところも踏まえて、断定ができないものとか、そういったものをもう1回この議題に上げるところを精査していただいて、やっていただくということをしていかないと、こう思ったからこうじゃないのっていう議論では成り立たないと思いますので、そこは、しっかり議題を出していただきたいと思いますがいかがですか。

○久松公生委員長

そのようにさせていただきます。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので以上で、懲罰特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

次回の本委員会につきましては、日程等の詳細について、追って各委員にご連絡をいたします。以上です。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時43分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

懲罰特別委員会

委員長 久松 公生

かすみがうら市議会懲罰特別委員会会議録

令和7年12月25日 午後1時30分 開 会

出席委員

委員長 久松公生
副委員長 井出有史
委員 矢口龍人
委員 岡崎勉
委員 櫻井繁行
委員 櫻井健一
委員 鈴木貞行
委員 鈴木更司

欠席委員

なし

委員外委員

なし

出席説明者

市長 宮嶋謙

出席書記名

議会事務局長 齋藤明
議会総務課長 由波大樹
議会総務課課長補佐 鴻巣智子
議会総務課主幹 川原場智

議 事 日 程

令和7年12月25日（木曜日）午後1時30分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 佐藤文雄議員に対する懲罰について
 - (2) その他
3. 閉 会

開 会 午後1時30分

○久松公生委員長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は8名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。 [午後 1時31分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時32分]

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主幹、以上2名を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

12月5日本会議で付託されました佐藤文雄議員に対する懲罰についてを議題といたします。

初めに、議会における懲罰とは何かについて、事務局から説明を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、懲罰についてご説明いたします。

懲罰とは議員が地方自治法、会議規則などに規定された規律を乱し、違反した場合に課せられるものが懲罰であり、議会の秩序維持と品位保持のために行い得る措置でございます。このたびの懲罰動議に基づき、委員会条例第7条の規定によりまして懲罰特別委員会が設置されてございまして、併せて懲罰は議員の身分に関わる重要な事項でもありますので、会議規則第161条において、必ず本委員会において審議しなければならないとされてございます。

次に、懲罰の種類でございます。別紙でも参考資料を配付してございますのでご覧ください。

○櫻井繁行委員

タブレットに出してもらってもいい。

○議会事務局長（齋藤 明君）

今出します。懲罰の種類について出ましたか、画像。

[「出ていないです」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 1時34分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時35分]

○議会事務局長（齋藤 明君）

失礼しました。

次に、懲罰の種類でございます。

地方自治法第135条に定める懲罰は次の4つでございます。1つ目、公開の議場における戒告、これにつきましては本委員会において戒告文を作成し、本会議で議長が読み上げ、二度とこのようなことがないよう戒めるものであります。2つ目、公開の議場における陳謝、これにつきましては本委員会で作成した陳謝文を懲罰を受けた議員本人が本会議で読み上げ、遺憾の意を表明するものでございます。3つ目、一定期間の出席停止、こちらにつきましては本会議や委員会に出席しての発言や表決に加わるという議員の権利を停止させるもので、この期間についてかすみがうら市では会議規則第163条にて5日を超えることができないというふうにされております。4番目、こちら除名ですけれども、こちらにつきましては議員の身分を失わせる最も重い処分で、議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を必要とする、特別多数議決の規定が設けられており、こちらにつきましては議長も表決権を有してございます。

なお、本委員会におきましては特別多数議決がないので過半数議決ということになります。

懲罰についての説明は以上となります。

次に、本日の資料についてですけれども、先ほど申し上げました懲罰の種類及び関係法令に関わる参考資料、厚生労働省作成の職場におけるハラスメント対策パンフレットの一部抜粋資料、懲罰動議書の写し、12月3日開催の一般質問会議録、市長からの懲罰特別委員会における意見陳述の機会の付与についての写しを紙ベースにてご用意してございます。

事務局からは以上となります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

次に、懲罰動議の提案理由については12月5日の本会議で申し上げたとおりでありますので、説明は省略いたします。

続いて、審査の対象となる部分について確認を行います。

審査の対象となるのは、令和7年12月5日に可決された議員発議第3号、佐藤文雄議員に対する懲罰動議に記載されている事項であります。具体的な箇所の確認のため、令和7年12月3日における佐藤文雄議員の一般質問の会議録をお手元にお配りしております。また本会議録は未定稿のもので、市議会ホームページで公開している当日の録画映像と併せて判断することといたします。

お手元にお配りした会議録の4ページ、5ページをご覧いただきたいと思っております。

これから画像とこの会議録と照らし合わせて確認をしていただきたいと思っておりますが、4ページでいいますと黄色くマーカーされた部分、こういったところは佐藤文雄議員の発言のところでありまして、マーカーで書いてある赤い動議理由というのは発議第3号の動議の中の理由で、(1)から示してあります。そこに丸ポチとして一番上から5個のポチがあるんですが、そこを一番上を1ポツ目、2ポツ目、3ポツ目というように部分を示す内容となっておりますので、発議書または会議録そして映像等を照らし合

わせながら、どこの部分の場所なのかというのを確認しながら確認作業をしていただきたいと思います。また会議録の順番に沿って作業を行いますので、動議理由の順番が多少違うところありますが、その辺は会議録と一緒にご確認をいただければと思います。

○櫻井繁行委員

今日はこれ第2回目の懲罰委員会になると思うんですけども、委員長おっしゃるように今日は確認をしてもらうということですけども、我々は会議録と映像を見て、何ていうのか表現が分からない、言った言わないとか、そういったところを事実確認をすればいいということなんですか。そこだけ先に明確にしてもらえると。

○久松公生委員長

動議の中の理由の部分、この会議録と映像でさらに再確認といいますかそういうものをしていただきたいので、あくまでもこの動議の内容と会議録と本人の発言したことが一致しているかというところを確認していただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、4ページより順次始めさせていただきます。

[録画映像再生]

[「大きくなりませんか、声」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 1時41分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時41分]

○佐藤文雄議員（録画映像）

市長は今陳情書として取り扱ったようですが、差出人の氏名はありましたか。

○久松公生委員長

今の部分ですが、その下に動議理由（1）1ポツ目と書いてあります。ここは発議書の1ポツ、投書の取扱いを陳情として扱ったと断定した事実誤認の発言というところに値する理由として、今確認をいただきました。このように進んでいきますので、確認よろしく願いをいたします。

続いて、5ページです。

○佐藤文雄議員（録画映像）

これは、主に勝共連合が問題にして陳情書などを排出しております。市長はこのことをご存じですか。

○櫻井繁行委員

これが2ポツ目の特定団体・宗教団体との関係を市長が認識していたとする根拠なき指摘に当たるかということでしょう。

○久松公生委員長

そうです。

○櫻井繁行委員

そういうふうに委員長進めてくれると分かりやすいです。

○久松公生委員長

じゃ、次の部分にいきます。

○佐藤文雄議員（録画映像）

この提出者、パワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会及び茨城県の会となっておりますが、この代表者を調べてみると、次を見てください、国際勝共連合茨城県本部代表者です。これは、市長もご

存じのように統一教会であります。

○久松公生委員長

今の（１）の２ポツですね。特定団体・宗教団体との関係を市長が認識していたとする根拠なき指摘の部分です。

続きまして、６ページのほうに移ります。お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

宮嶋市長は、差出人不明の投書を匿名の課長だとして陳情として取り上げました。

○久松公生委員長

この部分は動議理由（１）の１ポツ目の部分に当たります。

次、お願いいたします。７ページです。

○佐藤文雄議員（録画映像）

「しんぶん赤旗」の庁舎内での勧誘禁止を求める動きは、さきに述べたように、統一教会国際勝共連合系の団体と人物が全国的に進めているものであります。今回の投書なるものもアンケート調査も、統一教会国際勝共連合の資料がたたき台となっているように見受けられます。

2022年参議院選の最中に起きた安倍晋三元首相銃殺事件をきっかけに、統一教会の犯罪性が浮き彫りになりました。社会的な批判の高まりの中で、東京地裁での解散命令の判断に続き、東京高裁での審査が大詰めを迎えております。統一教会は、行き詰まる自民党政治に正面から対決する日本共産党への打撃を狙って、反共市議の執念で、政党機関紙の勧誘の禁止、規制を画策しているのであります。市長が統一教会と同様な行いをしたことは、極めて残念でなりません。

○久松公生委員長

ここの部分です。この部分は動議書の（１）３ポツ目に値する、市長が統一教会と同様な行いをしたとの中傷的表現だと思われるところです。

次、お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

次に、なぜ今回の改正なのかということについてであります。これは、旧新治小学校の財産の貸付けに関わる特別委員会設置に関する決議、いわゆる調査特別委員会を設置するという事を小座野定信議員が提案者で、賛同者は私を含む３名、矢口龍人議員、そして櫻井健一議員３名でございます。そして、最初に戻ると、私に対する投書は９月９日です。そして、櫻井健一議員に対する差出人不明の投書、これも封書も確認しております。これは９月８日であります。審査をしたのは９月２日、特別委員会です。９月３日に議案審査特別委員会で審議をしました。櫻井議員の問題は、既に農業委員会で事態解決に向けて動いている件でございましたが、９月２４日の本会議で、櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に関わる調査特別委員会が賛成多数で設置され、翌日の茨城新聞で報道されたわけであります。

私についても、１０月２３日、NHK茨城が、市議が政党機関紙購読勧誘、規則改正で禁止にとして、佐藤文雄市議、まさに名指しで報道されたわけであります。さらに、９月２４日、矢口龍人議員が経営するゴルフ練習場から、ゴルフボールが当たり散歩中の男性がけがをしたというニュース、これが１１月７日に茨城新聞で報道されました。私は、この私を含む３人は、今言ったように旧新治小学校財産貸付けに関わる調査特別委員会に関する議決に賛同した３人です。たまたまなのでしょう。今回の件は、背景には旧新治小学校の貸付け問題があると私は思います。盾突くものにはバッシングをするというやり方、しかもマスコミを利用するやり方は許されません。住民が主人公の立場で、新治地区の皆さんへの説明

会を市長の責任で開催されることを要請して、この件の質問は終わります。

○久松公生委員長

今の部分は動議理由（１）の５ポツ目に値する部分、背景に特定案件（旧新治小学校貸付）を結びつける事実無根の主張というところと、動議理由（４）一般質問の制度趣旨を逸脱し、自らの主義主張のみを展開し答弁を求めない発言等に値する部分であります。

次に移ります。９ページに移ります。９ページと１０ページは続けて行いたいと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

この段階では、事務局が誘導しているんじゃないかという異論が続出いたしました。そもそもスタートから、３施設、やまゆり館、大塚ふれあいセンター、下稲吉コミュニティセンター、いわゆる働く女性の家、これに絞り、新設については論外となっていると思いますが、いかがですか。

質問に答えておりません。なぜ壮大なのか。審議もしていないのに、最初から壮大だと、なぜそういうふうに見えるんですか。ですから、事務局が誘導しているんじゃないかということなんですよ。なぜ壮大なんですか。議論しないうちに、なぜ壮大というふうに決めつけるんですか。議論してないんですよ。いかがですか。

○久松公生委員長

今のこの部分ですが、これは動議理由（３）に値する一般質問や質疑の場で、執行部職員に対する威圧的な言動が常習的に行われ、議員と執行部の健全な関係を破壊する行為であるとともに、議会制民主主義の運営に支障を来す行為であると評価し得るところの部分であります。

次、お願ひします。次は１２ページに移ります。

○佐藤文雄議員（録画映像）

短くお願ひします。

○久松公生委員長

今の部分ちょっと聞こえづらかったんですけども……。

[「短くお願ひしますって言っている」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄議員（録音）

短くお願ひします。

[「大丈夫、聞こえるよ」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

今の部分ですね。これは動議理由の（２）、（３）に値する部分です。

次、１３ページに移ります。

○佐藤文雄議員（録画映像）

実際は、全国的な給水量減少にもかかわらず、かなりな国交省水資源開発基本計画を根拠にダム開発やこれが継続され、水道料金の負担が課せられております。その具体例が霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダム建設などの大型公共事業であります。老朽化対応も含めた新施設への更新には、減価償却費の名で水道料金の３割から５割部分も含めて利用者が負担しております。なぜ今国は、安全、強靱、持続に変えたのか。全額利用者負担の独立採算制による水道運営を継続させるためではないでしょうか。物価高騰の下、公共料金の在り方や災害対応、技術向上のために、国と自治体が果たすべき役割は大きくなっております。抜本的な責任と水道の今後が問われているのではないのでしょうか。

県は、１県１水道をうたっておりますが、守谷市も不参加を決めました。これで、水道事業供給され

る総人口の半分以上が不参加になりました。1県1水道は事実上破綻しているのではないのでしょうか。県はこの状況で、それでも突っ走るつもりでございましょうか、お答えください。

○久松公生委員長

今の部分、動議理由（1）の4ポツ目に当たります、市の事務と無関係な事項（県事務等）の執拗な追及による誤解を生じさせる質疑となっている部分です。

次、お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

短くお願いします。

○久松公生委員長

ここも先ほどの動議理由（2）、（3）の部分です。

次に移ります。14ページですね。お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

水道を供給される県民の半数以上が、これに参加しない、破綻したんじゃないか。それでも進めるのかという質問に答えていないですよ。答えられないんじゃないかなと思うんです。

○久松公生委員長

ここは動議理由（1）4ポツ目に値する部分です。

次、お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

長々と答弁されますが、長々だと、私が困ります。

○久松公生委員長

ここは動議理由（2）、（3）の部分になります。

以上になりますが確認部分、発議書の動議理由に対しての部分とこの会議録の部分と、そして映像の部分と一致しているといいますか、そういう部分を確認していただきました。そこで何かご不明等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この懲罰動議を提出する提出者が久松委員長ですけれども、その中で、市長から12月5日に来栖丈治議長及び佐藤文雄議員への抗議並びに議会運営の適正化に関する申入れというのが来ていますよね。ご存じですか。

○久松公生委員長

はい、提出されております。

○矢口龍人委員

この内容を見ますと、久松議員の懲罰動議の提案理由とほぼ同じになっています。この内容は、先ほど言いましたけれども、来栖議長及び佐藤議員に対する議会運営の適正化に関する申入れなんですけれども、私は議会中のこの懲罰動議の後で、議長に申入れしました。それは何かというと、この問題は議長が整理権もあるし裁量権もある立場での申入れなので、議会として議会開会中の中できちっとこの申入れに対して意見を述べてくださいということを、私は提言、提案しました。ところが、最終日にもこの件に関して全く行動を起こしていなかった。そういうことなので、まず最初に議長にこの申入れに対する見解をこの特別委員会で述べていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○久松公生委員長

今の矢口委員のことですけれども、今おっしゃられた市長が申入れたという部分と、この議会、発議

の可決された懲罰特別委員会の内容はちょっとまた別の中の話だし、この発議に対してはその部分が入っていませんので、そこはちょっと違うのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○矢口龍人委員

これ宮嶋市長の申入れの内容と久松公生議員が提出した内容がほぼ同じ内容なので、これは議会運営の中での内容なので、議長が議会運営のトップとして、これに対してきちっと意見を述べるべきなんですよ。だってそうじゃありませんか。なぜかという、一般質問の内容を見ても、いいとか悪いとか、それは不穏当な発言ですよという止める権限を持っているんですよ。それをやらないということは、別に大した問題はないという、私は思いだと思うんだよね。それをこんなに細かく遡って、前の話が疑問があるとか何とかという話をするならば、まず議長にこの見解をきちっとさせてからじゃないと、これ審議できないんじゃないですか。だって我々議員はこのやり取りの内容をいいとか悪いとかって判断できますか。

○久松公生委員長

矢口委員のお話ですが、今の会議録そして映像等を見て、いいか悪いか判断できますとかいう判断ですが、要は不適切な発言とか、その場で感じてそういうふうには考えられないということなんですか。

○矢口龍人委員

私が言いたいのは、議長が判断すべきことでしょう。議長が判断して、その議長の意見を伺ってからここで審査したほうがいいんじゃないですかということですよ。だってそうじゃないですか。議長だって整理権を持っているわけだから、議長が議場にいてここで采配を振っているわけだから、それに対してこういう申入れが議長に来たら、議長はこれに対して答えなきゃならないわけですよ。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時04分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時13分]

ほかにご発言等ございませんか。

○櫻井健一委員

今一般質問の内容を見させていただきまして、佐藤議員の一般質問って僕より長くやられて20年こういうスタイルでやってきていると思うんですね。こういう表現の仕方ですか発言の仕方とか、職員に対しての対応というのも、今までずっとこうあったと思うんですけども、今回の質問に対して、この発議がかかったって言ったところの根拠をちょっと教えていただきたいんですけども、よろしいですか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時13分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時14分]

今の櫻井健一委員の質問ですけども、根拠ですけども、佐藤文雄議員は本当に20年議員やられていまして、一般質問等も私も何遍も聞いております。ただ度々こういった発言等をいろいろとしてきて、自分の中では不適切かなと思いつつも聞いていた部分もあります。しかしながら、今回はいろんな面で話が通告じゃない内容にずれていってしまって、丸ポツで示したようなことも重なって多かったのかなというふうに思いますので、根拠というよりも今回の3日においてはこれに値するというので発議

をしました。よろしいでしょうか。

○櫻井健一委員

発議の内容、通告の内容と異なった発言があったということなんですけれども、執行部との打合せですとか通告内容というのは、久松委員長は事前に知っていたということなんですか。

○久松公生委員長

通告内容は、皆さんが知っているように通告書で示されただけです。

○櫻井健一委員

どういうものをしゃべっていくかといったところが、通告にあったなかったって言ったところの中を調べて、この発議を出す前にそれを調べたということなのかというのを、ちょっと教えていただきたいんです。発議を出されましたよね、12月5日に。それとその通告内容って、僕たちが一般質問誰が何をしますよというのがありますよね。それだけしか僕たちは内容がないんですけれども、それに関連していないというような判断をされて発議を出されたと思うんですけれども、その判断したって言ったところの基準というか、こういうところが当たりますというのを書いてありますけれども、それをどうやって調べたのかというのを聞きたいということです。

○久松公生委員長

調べたわけでは。一般質問を私も聞いていましたので、その中でメモをしていただけです。

○櫻井健一委員

ありがとうございます。そうしたら、この内容の中に移りますけれども、発言が長いですとか短くお願いしますですとか、そういったところで執行部に対して長々と答弁されると私が困ります、14ページの動議理由2、3とかということがありますけれども、これ国会答弁なんか見えても重複していたりですとか、執行部、持ち時間がある中で長くしゃべられてしまうと自分がしゃべれないのでこういうことを促している場面が結構見受けられるんですけれども、そのときにこういった懲罰委員会にかけられるってこれだけのケースではなかなか少ないと思うんだよね。ここに関して提案理由2とか3って出させていただきましたけれども、実際今までもこういうこと言っていたと思うんですよ。ほかの議員も言って、もうちょっと早くとかというふうに思った場合の言い方が駄目だったのかタイミングが駄目だったのか、何がこれに当たったのかというのを教えてもらえますか。

○久松公生委員長

今の質問ですけれども、何が駄目だったとかじゃなくて、一般質問というのは本会議において議員と執行部の質問のシンプルなものなんですけれども、質問者が質問して答弁を答えている、その途中でそういう発言、短くしろとか短くお願いしますとかというのは、適切なんでしょうか。お返しするようで申し訳ないんですけれども、そうだと思う。私は適切ではないと思いましたので、こういうふうに発言の中に入れさせていただきました。

○櫻井健一委員

一般質問の中で持ち時間をフルに使われるような議員さんって、佐藤さんそうだと思うんですけれども、その持ち時間がなくなる中で重複する質問ですとか自分の質問に的確に答えていない、それとも時間稼ぎだなどというふうに受けるような答弁を続けられていたというふうに佐藤議員が感じたので、そういうふうに言ったんじゃないかなって、僕は見えていて思っていたんですけれども、それを感じたときに、その時間はずっと待たなくちゃいけないんでしょうか。時間の無駄になっちゃうからそこを割愛してほしいというような意味合いでこういう表現が出たとした場合に、その表現の仕方が悪かったから今回懲罰なのか。そこのところをちょっと教えていただきたいんですけれども。

[「表現の仕方なんじゃないか」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員

となると、その表現の仕方です受け側、受け側のほうの気持ちでそういうすごくふわっとしたというか根拠のない理由になっちゃうんじゃないですかというふうに思っちゃうんです、この提出の理由が。感覚ですとか表現の受け取り方とか、表現の仕方に対してそう感じたという感じ方じゃないですか。これで懲罰にしちゃっていいんですか。

○久松公生委員長

先ほども申しましたように、質問者が質問して答弁者が答弁しています。その中で、答弁している中で短くお願いしますという。質問を投げているのに答弁しています、その答弁を途中で聞かずに、それは適切ではないと思います。不適切発言。その形が短くお願いしますというふうに出ていたのかと。

○櫻井繁行委員

今日はこの12月3日の会議録の確認ということなので、基本的にはこの表現はしているというような懲罰委員会の僕は感覚を持っているんですけども、櫻井健一委員おっしゃるように、受け手側の取り方であると思うんですね。今回の佐藤文雄議員の発言は確認はできましたけれども、これが本当にこの恫喝的とか高圧的な態度になるのか、もっとこれ、たしか稲生部長に対して端的に短く、長いとかって表現があつた12月3日あつたような気がしたんですけども、それはちょっと映像で確認できなかったところもあつて、固有名詞云々どうも分かりませんが、12月3日で答弁をされていた、対象となる部長さんが、もしこの懲罰委員会に、今日の話なので今日の今日は無理かもしれないけれども、次回の委員会のときに、ぜひ受け手側の部長さんの話を聞くような場をつくってもらえるといいのかなと。やっぱり捉え方もあると思うし、あとはもうもちろん僕も一般質問をしている中で、時間がなければ部長、要点絞って簡潔に答弁願いたいと思いますとか、やっぱりの表現の仕方だと思うんだよね。言い方もあると思うんですよ。やっぱり長い、短い、答弁短くしろというのは、やっぱりこれ恫喝的な発言に僕はなると思うので、やはりそういうところも含めて、今までこうやってやってきたからこれでいいだろうということ、やっぱり時代は急激にスピードをもって変化していく時代ですから、やはり秩序とか一定の姿勢をもって一般質問をしながら、もちろん議員としての表現の自由を担保されるべきだと思いますから、そういったところも含めて、ぜひ次回は部長さんとかぜひ来ていただいて、どのような印象を取っているのかとか、どのような感じになったのかということをお聞きすると、またこの懲罰委員会が1つ膨らみのあるものになるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時23分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時24分]

今の櫻井繁行委員の発言ですが、それに関連したことをこの後ちょっと述べさせていただきますので、そのときに発言をさせていただきます。

ほかにありませんか。

○櫻井健一委員

受け取り側と言う側、配信する側ということの話ですけども、20年間議員やっていて担当部長が部長になる前からの付き合いがあつて、その2人の信頼関係といったところがあるので、この人の性質が分かっているからそこまで感じてなかったというようなことは、おのおのに感じることであると思うんですね。そこを調べて、すごく嫌な思いしたんだつたということの前に、この懲罰委員会の申出があ

ったんじゃないかというのを教えていただきたいということなんですよ。そういう部長に、言われている人に、これこういうふうに私は感じたんだけどもどうなんだという確認は、発案者としてされたんですか、発議者として。

○久松公生委員長

関係部署とはそういうふうには確認はしていません。

○矢口龍人委員

先ほどいろいろ聞いたら、横田部長もその1人なのかなというふうに見ましたけれども、部長さんたちが今委員長がパワハラあったかどうかの確認していないって言うんだけど、でもパワハラでこれ告発したんだから、だからきちっと理論武装してもらわないと、疑いとか重いとか誤解する。発議したわけだから。だから、自分の感覚で思っただけで、やっぱり人を今から審査するわけだから。そういう中で、やっぱりきちっと根拠を、エビデンスを整えてやってもらいたかったなと思うんだけど、その辺のところはどうなんですか。

○久松公生委員長

今の矢口委員の質問ですが、パワーハラスメントしたじゃなくて、ここにも書いてありますが、パワーハラスメントに類するといいますか、見受けられる、そういうのも考えられる行為の一つとして発言に入っています。

○矢口龍人委員

その類するというのはどういう状態のとき言われるのか、非常に曖昧な部分かなと思うんですよ。類するというのはね。ここです、この部分ですってはっきりとやっぱり言っただけかかないと、いやここで審査するにしても、類するなんていう言葉並べられちゃうと、どこの内容のどれですってはっきりと言っただけかかないというふうに思いますけれども、いかがですか。

○久松公生委員長

その件につきましては今確認していただいたと思うんですが、関連するようなことがありますので、先ほど言った動議理由の(3)とか(2)とかというふうに値しちゃうんですが、その部分を今確認してもらったので、その部分です。根拠と言われましても、この部分を今確認してもらったので、その部分に当たります。

○矢口龍人委員

威圧的な言動が常習的に行われ、議員と執行部の健全な関係を破壊する行為である……常習的に行われているというのさ。

[「過去だもんね」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

うん。過去で何か相当たくさんあったような捉え方なんだけどもさ。だから、今回のこの部分だけじゃなくなっちゃうわけだよな。この間の議会だけのことじゃなくなっちゃうから、非常にもっともつとこう大きくなっちゃうようになるんで、言葉一つ一つを並べるのも大事なことなんだよね。人を裁くということだから、もう少し根拠を持ってやっぱりちゃんと話していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○久松公生委員長

ただいまの意見ですが、ここには常習的というふうに書かれていますが、これは皆さんはどう感じているか分かりませんが、佐藤議員の一般質問は、ちょっと先ほど櫻井健一さんからあったように、こういう言葉遣いを使いながらの一般質問だったと思うんですね。その中で、やっぱり今までも自分的

にはもっと強い発言とかそういうのをやっぱり振り返ってきたというのもありましたので、そこにこの常習的に行われているというのはそこに含まれている部分もあったので、こういうふうに今後に関してはここに書かせていただきました。

○矢口龍人委員

だからさっきも言ったように人を裁くんだから、常習的とかそういうふうな曖昧な表現では、ちょっとまずいと思うんだよね。きちっとこの部分でこうですよ、だからこれパワハラなんですよというふうに言っていたかないと、我々も審査するなんて言っても非常にしづらいんですよ。前々からそんなふうな行動を取ってきたとか何とかって言われたって、そうですか、私はそんなふうに感じませんでしたけれどもね、というふうな答えしか出ないんですよ。結局それには今言ったけれども議長がいて、議長が裁量権でもってやっているんだから、おかしいと思えば議長が止めて、訂正させていただければいいわけで、それをおのおのの議員が判断して懲罰だけに提案するというのは、非常に何かこう怖いというふうに思いますよね。

○櫻井繁行委員

(3)のところ、ちょっと僕も気になっていて、威圧的な言動が常習的に行われということを考えると、委員の皆様が言っているように12月3日の定例会中の一般質問だけの発言ではないような気がしているんですね。これも次回以降のことだと思うんですが、より実り多い委員会にするために、今アーカイブ残っているじゃないですか。過去の一般質問とか見れますよね、会議録と。その辺で少し委員長のほうで調整をいただいて、常習的と思われるような部分というか、そこを切り抜いて少しピックアップしていただけると、より判断ができるのかなと。この発議書に沿っていくのであればですよ。そういったところも含めて、できれば横田部長と稲生部長に来ていただいて、おのおのの気持ちとかをお話しいただくところと、過去の会議録、映像等で、こういった高圧的とか恫喝的に思われるような不適切、また不穏当な発言と思われる箇所ですよ。そういったところをピックアップをさせていただいて、懲罰委員会委員として粛々と判断をしていけばいいというふうに思います。

いろんな意見あると思いますけれども、今まで議長としての裁量で一般質問ってコントロールをされていて、どういうふうに制していくかというところはなかなか難しかったところもあると思うので、これを機に、もう少し時代背景にあったような発言にも気をつけながら実り多い、執行部とも信頼関係を保てるような一般質問をやっていければ一番いいと思うので、せっかくこういった形で懲罰委員会を設置したわけですから、その辺も見据えて結果が出るような委員会になればいいと思いますので、そこは少し委員長にお任せする形になると思いますけれども、今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時33分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時34分]

今櫻井繁行議員のほうからお話がありました、この常習的という部分に関しては、過去にもそういうのがあったんじゃないかということで、次回そういった部分を同じような形で確認といいますか、そういったことを判断の一つとして出ささせていただきたいと思います。また部長さん等の呼出しといいますか、それも併せて次回に間に合うように進めていきたいと思います。それは委員長としてそこはやらせていただきたいと思います。

○矢口龍人委員

今2人名前が出ましたけれども、そのほかの部長さんでも該当する方がおいでになったら、ぜひ。局長も大丈夫ですからね、出ていただいて。ぜひ参考人招致として取扱いいただきたいと思います。

○岡崎 勉委員

処分をするんですから、これ意味合いとかモラルとかそういうことじゃなくて、具体的に答えられるようにしていただきたい。自分で考えたことを具体的に。でないとかれ処分するんですから、十分検討していないと我々も影響しますから。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

これ委員会の中で、今ハラスメントハラスメントというハラスメントもあるんですよ。感情的によく思わない人間が指導しているとか発言していることも、それはハラスメントだというように第三者が言うことに対して、そういう感情があればハラスメントハラスメントに値しちゃうので、そういうふうにならないような委員会にしていきたいと思いますので、そこは気をつけていただきたいと思うのでお願いします。

○久松公生委員長

櫻井健一委員の意見ですが、そこは承知の上、進めていきたいと思います。

ほかに何かございますか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

ないようですので、以上で審査の対象となる部分の確認を終結いたします。

暫時休憩します。 [午後 2時36分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時37分]

ここで委員各位に申し上げます。

本日市長より佐藤文雄議員に対する懲罰に係ることについて、意見陳述したい旨の申出がありました。この申出については、別紙懲罰特別委員会における意見陳述の機会の付与についてのとおりであります。お配りした資料の中にあると思います。

お諮りいたします。

市長の申出を許可し、直ちに入室を認め、意見陳述を受けることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、市長の入室を許可いたします。

暫時休憩します。 [午後 2時38分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時39分]

それでは、意見を求めます。

○市長（宮嶋 謙君）

このたびは陳述の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、意見を述べさせていただきます。

まず、今回の問題が発生したその背景についてご説明いたします。

これまで議員の皆様が度々現場で目撃してこられたとおり、佐藤文雄議員はこれまで議場や議案審査、その他職員に対して質問し答弁を求める場面において、数え切れないほどのパワハラ的発言を繰り返してきました。また議会はそれを制止せず、黙認をしてきました。これらの行為によって職員がどれほど心理的に傷ついてきたか分かりません。誤解がないように、正確に伝わるようにと誠意を持って答弁しているさなかに、質問に答えていない、長いんだよ、短く、端的になどと叱責され、ある者は萎縮し、ある者はおびえ、多くの職員が傷つきました。こうした行状が放置される中、一方で佐藤議員は職員の執務エリアに無断で入り込み、管理職職員に赤旗の購読を勧誘してきたわけです。前述のような議会での佐藤議員の振る舞いに恐怖心を抱いていた職員が、断ったら後で大変な目に遭うと考えたとしても不思議ではありません。それを案じて職員にアンケートをしたわけですが、案の定、半数を超える職員が心理的圧力を感じ、不本意ながら購読を了承せざるを得なかった職員が多数いたことが明らかとなりました。これら職員の心情を思うとき、私は庁舎管理の責任者として管理規定の不備を恥じるとともに、佐藤議員による長年にわたるパワハラ的行為について許し難い行為として認識し、このようなことが議員によって二度と行われることのないように、庁舎管理規程を速やかに改定をしたわけでございます。

この改定によって職員が安心して業務に専念できる環境が整ったと思っていた矢先、12月3日、佐藤議員の看過できない発言があったわけです。佐藤議員は市の事務について質問する大切な時間を使って、根拠のない言いがかり的な発言を繰り返し、市の名誉を著しく傷つけ、反論の機会も与えずに質問もせず言い捨てて、この問題を一方的に打ち切りました。一連の流れに沿って考えたとき、佐藤議員は自らのパワハラ的行為によって職員に心理的圧力を加え、もって赤旗の購読をなさしめておきながら、それに対する反省も謝罪もないまま、いやむしろ自らの行為を正当化し、庁舎内での販売が禁止されたことへの腹いせに、市の名誉を著しく傷つける身勝手なパフォーマンスを行ったと断じざるを得ません。またその内容に至っては、安倍晋三元総理の襲撃事件にまで至った、解散命令を出された宗教法人を引き合いに出し、あたかも市長の私とその宗教法人と関連があるような根拠のない言いがかり的な発言を繰り返し、市の名誉を著しく傷つけました。自らのパワハラ的行為を正当化するために、犯罪集団の疑いがある宗教法人と市が結託しているようなイメージを市民に植え付けようとするとは、言語道断。悪質きわまりない行為であり、このようなことが厳正なる議場において行われたことは、かすみがうら市議会及びかすみがうら市民を冒瀆する歴史上ない忌むべき事態であります。加えて申し上げれば、そもそも一般質問には法的根拠はなく、かすみがうら市議会規則において、議員は市の事務に対して質問できると規定しているだけであり、執行部に答弁の義務はありません。ではなぜ一般質問は成立しているのか。それは議会と執行部との信頼関係が保たれているからにはほかなりません。一般質問は市民の代表たる議員が市の事務に対して質問し、その意図や方法、成果などをただすことによって政策の精度が高まる機会となること、また議員による前向きな提言によって、行政運営のさらなる向上の機会となることなどのすばらしい効果が期待されることから、私どもも誠意を持って対応してまいりました。今回の佐藤議員の行動は、議会と執行部にとって最も大切で、その根幹を支える信頼関係を崩す暴挙であります。

さらに申し上げれば、議員による質問と執行部による答弁は、議会と執行部との対等のコミュニケーションであり、その関係性に上下はないはずです。一般質問について申し上げれば、認められた質問時間は議員が勝手に振る舞うことを許されているわけではもちろんなく、ましてや自らの希望どおりの答弁を強要したり、強引に黙らせることが許されてよいわけはありません。質問時間は私の時間だ、質問時間内は執行部は私の言うとおりにやれなどの勘違いによる度を越した行動が平然と行われてきたかすみがうら市の議会は、異常な状況にあると思います。このような振る舞いが許され続けるとしたら、議

会と市の信頼関係は失われたということになり、一般質問も成立しないという最悪の事態に陥ることを意味します。

以上申し上げましたとおり、今回の佐藤議員の暴言並びにこれまで続けられたパワハラ的行為に対し、議会がどのような良識を発揮するか、今かすみがうら市は市の将来にとってこの上なく重要な局面に立たされております。市としましては、決して二度とこうした暴挙が行われることのないよう、厳正なる対応を強く求めます。

以上です。

○久松公生委員長

以上で意見陳述が終わりました。

ただいまの意見につきまして……

[「もう出て行ってもらえばいいんだよ」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ここで市長は退席となります。

暫時休憩します。 [午後 2時47分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時47分]

次に、今後の審査の進め方について協議したいと思います。

ここで委員各位に申し上げます。

審査対象議員は懲罰動議の内容について自己の立場から釈明と反論を行いたい場合、委員会で一身上の弁明の申出ができます。申出があった場合、委員会において弁明の許可を図ることとなります。

お諮りをいたします。

佐藤文雄議員の弁明については、本日の委員会散会后、その意向確認を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

佐藤文雄議員への意向確認の結果は次回委員会にてご報告することとし、弁明の申出があった場合は続けて許可を図ることといたします。

今後の審査の進め方ですけれども、委員長として皆さんにご報告と確認をさせていただきます。

次回の進め方ですが、先ほど櫻井繁行委員からお話もありましたように、関係職員からの聞き取りをすべきというご意見等がございました。参考人からの聴取については、参考人に委員会への出席を求める場合は、委員会条例第29条の規定により、参考人にその日時、場所、意見を聞こうとする案件、その他必要事項を通知する必要があります。それに対して進めていきたいと思っております。そしてまた関係職員の聞き取りにつきましては、先ほど委員からもご意見等ありましたが、関係職員を参考人として次回委員会に出席を求めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

そしてまたもう一つ、先ほども意見がありました提案理由の(3)の威圧的な言動が常習的に行われたなどということもありましたが、それに対する確認するような一般質問の質疑の場とか、そういったものもまた皆さんに確認いただけるように用意させていただきます。そういうふうにして進めたいと思

います。そのようにさせていただきますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なお審議の参考資料として、他自治体の懲罰事例を事務局で収集しております。資料が完成次第、ガルーン等で各委員会にお送りしますので、あらかじめお知らせします。

また懲罰の是非等については、本日お配りしたハラスメント関係資料を次回委員会までにさらにご確認いただければと思います。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

○井出有史副委員長

先ほど市長の陳述の中で半数の方からハラスメントを受けたというアンケート調査結果の話なんですけれども、これって審議材料としては提出してもらえるようお願いすることはできないですか。どういう調査をされたのかとか、調査結果をもし提出できるのであれば、判断材料にはなるのかなと思います。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時52分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時52分]

今の井出副委員長の件につきましては用意させていただきます。

○井出有史副委員長

次回関係部長さんをこちらへ参考人招致ということで進めると思うんですけれども、そこでハラスメントがあったかなかったかこちらで意見を聞く際に当たって、ちょっとそういうものをありましたとか発言をするのってすごく勇気が要るような内容にもなると思うので、そういった場合に、傍聴人の方に、今日は見えられていますけれども、控えてもらったほうがいいんじゃないかと私個人的には思うんですけれども、委員の皆さんの意見を聞きたいんですけれども。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時53分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時54分]

今の副委員長の意見ですが意見として承りますので、そこは調整させていただきます。

ほかに何かございますか。

○櫻井健一委員

今ちょっと市長が来ていろいろ言っていた中で、ちょっと気になるようなワードも出てきたんですけれども、これは意見聞くだけで、それだけで終わっちゃうんですか。

○久松公生委員長

今の櫻井健一委員ですけれども、市長がそういう申出がありましたので許可して意見陳述を受けることとしましたので、それまでです。

○櫻井健一委員

今許可してということが出ました。今部長の許可ですか参考人の許可とかというような機会、その機会を設けて許可を出すというふうに感じたんですけれども、市長は、許可とか出したのは、もう一任で出されたということなんですか。

○久松公生委員長

今日の委員会に対して申出がありまして、委員会で諮らせてもらって、異議がなかったので申し出てもらいました。

○櫻井健一委員

異議が出る、意見聞く前にこの紙は出ていましたよね。この紙はもう配られていたんですけども、それであつたらちょっと順番逆なんじゃないかと思うんですけども、そこはどうか。

○久松公生委員長

これは今日の委員会に対しての申出ですので、資料としても出させていただきましたし、順番的にも確認した次にありましたので、それは逆とか間違いとかというのはないです。

○櫻井健一委員

受付は12月22日になっておりますが、そういう市長のお話を聞くよってオーケーが出る前に、もうこの中に言いたいこと書いてありますよね。意図がこっちに伝わっちゃっているって言ったところが、委員会からオーケーが出る前に意思の疎通、意思を伝えられちゃっていたというところに対してはどうなんでしょうか。

○久松公生委員長

申出があつたのがその後かと思えます。この委員会で意見陳述について説明したいという申出は、議長ですか、その手紙の後かと思えます。

暫時休憩します。 [午後 2時58分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時59分]

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で本日の懲罰特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

次回の本委員会につきましては日程調整後、各委員に追って連絡いたしますのでよろしく願いをいたします。

以上です。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時59分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

懲罰特別委員会

委員長 久松 公生

かすみがうら市議会懲罰特別委員会会議録

令和8年1月14日 午後1時30分 開 会

出席委員

委員長 久松公生
副委員長 井出有史
委員 岡崎勉
委員 櫻井繁行
委員 鈴木貞行
委員 鈴木更司
委員 櫻井健一

欠席委員

委員 矢口龍人

委員外委員

なし

参考人



弁明者

議員 佐藤文雄

出席書記名

議会事務局長 齋藤 明
議会総務課長 由波 大樹
議会総務課課長補佐 鴻巣 智子
議会総務課主幹 川原場 智

議 事 日 程

令和8年1月14日（水曜日）午後1時30分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 佐藤文雄議員に対する懲罰について
 - (2) その他
3. 閉 会

開 会 午後1時30分

○久松公生委員長

それでは、時間となりましたので、始めさせていただきます。

改めまして、こんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございますので、お申出のとおり傍聴を許可いたしますので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩いたします。 [午後 1時31分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時32分]

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主幹、以上2名を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

前回に引き続き本会議で付託されました佐藤文雄議員に対する懲罰についてを議題といたします。

審査に入ります前に、前回委員会で求めのありました政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート調査結果が記載されたプレスリリースと、同じく前回委員会終了後に申しあげました地方議会議員の懲罰内訳は、1月7日にガルーンにて委員各位にお送りしております。本日お手元に配付いたしました資料にも入っておりますので、審査にご活用くださいますようお願いいたします。

初めに、本日の進め方について、あらかじめ順序を申し上げます。

1つ目として、冒頭申しあげました政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート調査結果をご覧ください。

2つ目として、こちらも前回の委員会で指摘がありました動議理由（3）に該当する常習的な威圧的言動の確認を行います。

3つ目として、参考人質疑を行います。

4つ目として、佐藤文雄議員における一身上の弁明について、意向確認の結果、弁明の申出がありましたので、許可を諮ることといたします。

これらの審議が終わりましたら、懲罰を科すべきか否か、そして懲罰を科すべき場合においては、いずれの懲罰を科すべきかを審議いたします。

本日は以上の順序を進めてまいります。

それでは初めに、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート調査結果について、お手元に配付しておりますプレスリリース、市庁舎等管理規則の一部改正についてをご覧ください。

本資料について、事務局より説明を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート調査結果についてご説明申し上げます。

資料は、お手元に配付してありますプレスリリース、ページ数でいうと3ページから4ページになります。

こちらにつきましては、庁舎管理規則を所管しております総務課におきましてアンケート調査を実施した内容となっておりまして、昨年9月16日から22日において、部課長級職員42名を対象に実施してございます。

アンケート項目及び方法につきましては、問い1から問い5までの設問とし、任意回答、無記名により実施し、回答数は42名中34名で、回答率81%でございました。

アンケート結果について申し上げますと、まず問い1、本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがあるかについては、「ある」が30名、「ない」が4名。

問い2、問い1で「ある」と答えた方みの回答といたしまして、勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読したかについては、「購読した」が25名、「現在は購読していない」が2名、「購読を断った」が3名でございました。

次に問い3、購読契約は取り交わしたかについては、「取り交わした」が6名、「取り交わしていない」が21名で、続きまして問い4、勧誘を受けたとき心理的な圧力を感じたかについては、「感じた」が16名、「感じなかった」が14名となっております。

また、問い5、その他の自由記載につきましてはご覧のとおりとなっております。

説明は以上となります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

この件に関しましては、総務企画部秘書人事課の発信の下のプレスリリースを読み上げさせていただきましたので、参考資料としてご活用いただければと思います。

続いて、動議理由（3）に該当する常習的な威圧的言動の確認を行います。

具体的な箇所の確認のため、佐藤文雄議員の一般質問における懲罰動議該当箇所をお手元にお配りしております。前回の確認箇所と重複している部分もありますが、ご活用ください。

なお、前回と同じく市議会ホームページで公開している当日の録画映像と併せて判断することといたします。

本日の資料の佐藤文雄議員の一般質問における懲罰動議該当箇所という資料に準じて行いたいと思います。

まず初めの確認なのですが、令和7年第4回定例会での答弁者、XXXXXXXXXXとの分の確認をしていただきます。そのときの通告事項は、庁舎管理規定についてということで通告しているものの確認をしていただきます。

○佐藤文雄議員（録画映像）

質問に答えておりません。なぜ壮大なのか。審議もしていないのに最初から壮大だと、何でそういうふうに見えるんですか。ですから、事務局が誘導しているんじゃないかということなんですよ。なぜ壮大なんですか。議論しないうちに何で壮大だというふうに分かるんですか、議論していないんですよ。いかがですか。

○久松公生委員長

以上のところですよ。

次に確認いただくのが令和7年度第1回定例会、3月13日ですが、そのときの通告内容、複合交流施設整備計画についての部分です。

○佐藤文雄議員（録画映像）

市の職員は庁議でやれるんですよ。ただ聞いているだけじゃしょうがないでしょう。議事録は出るんですよ、ちゃんと。それ読んで、それでやっぱり意見をできる限り聴取するというのが大事だと思うんだよね。ですから、今確認しますが、新たに何名かでも、地域からぜひ委員として出たいという方がいらっしゃったら、そのときは受入れすることができますね。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

■■■■■■■■■■

○■■■■■■■■■■（録画映像）

市民の方からご意見を頂戴する機会は、先ほども申し上げましたとおり既に予定をして進めさせていただき方針でございます。よって、十分に意見を提案できる場は確保できていると考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

15番 佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員（録画映像）

何、あくまでも拒否するということですか。これ以上は、10人は限度だと。今2人を削ってもいいよと。そういうことで、今度はこの10人にこだわるということなんですか。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

■■■■■■■■■■

○■■■■■■■■■■（録画映像）

何度も繰り返すになってしまいますけれども、まだ会議は1回しか開いてございません。それに、この10名にこだわるということよりも、まずは適切な議論を開始させていただくということが現実的かと思えます。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

15番 佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員（録画映像）

だから断っていることと同じでしょう。当時ね、文教厚生委員長だった久松委員が、当委員会における検討内容についてというふうについて、こんなこと言っているんですね。新たな施設の整備に向けて検討するのか、現状の公共施設を生かした検討をするのかという問いに、事務局側は、市街地にある3つの公共施設の統廃合や新たな施設の整備等を多角的に検討いただき、基本方針のような形で議論を求めていきたいと述べているんですね。市街地にある3つの公共施設の統廃合、これも視野に入れている

んですか。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

■■■■■

○■■■■■（録画映像）

中心市街地における公共施設の在り方ということでございますので、当然その部分につきましては視野に入れてございます。しかし、まだまだ利用可能な施設もございますので、時間的な、時間差というものは当然ございます。そのあたりも含めまして、検討委員会で様々な案をまとめさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○■■■■■（録画映像）

……以上でございます。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

15番 佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員（録画映像）

あのね、事務局のほうから提案したんですよ。何で事務局のほうで5人だと制限したんですかと聞いているんですよ。答えになっていないよ、あなた。教えてください。

○久松公生委員長

今のところが（3）に当てはまります威圧的な言動ということの確認の部分であります。

次に移ります。

次は、■■■■■の一般質問の部分です。令和7年第4回定例会で、通告の内容は水道事業の広域化についての通告のやり取りです。

○■■■■■（録画映像）

……強化計画を定めることができるようになりました。加えて、広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設置できるとされました。この改正は、水道事業の運営を個々の事業者が抱え込む時代から、国……

[「短くお願いします」と呼ぶ者あり]

○■■■■■（録画映像）

はい。

都道府県、市町村が連携して取り組む新たな取組へと変えたものです。

○久松公生委員長

今の部分は、内容的には恫喝的と受け取れる言動の部分になります。


次、お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

……ないでしょうか。実際は、全国的な給水量減少にもかかわらず、かなりな国交省水資源開発基本計画を根拠にダム開発やこれが継続され、水道料金の負担が課せられております。その具体例が霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダム建設などの大型公共事業であります。老朽化対応も含めた新施設への更新には、減価償却費の名で水道料金の3割から5割部分を含めて利用者が負担をしております。なぜ今、国は、安全、強靱、持続に変えたのか。全額利用者負担の独立採算制による水道運営を継続させるためではないでしょうか。物価高騰の下、公共料金の在り方や災害対応、技術向上のために、国と自治体が果たすべき役割は大きくなっております。抜本的な責任と水道の今後が問われているのではないのでしょうか。

県は、1県1水道をうたっておりますが、守谷市も不参加を決めました。これで水道事業供給される総人口の半分以上が不参加になりました。1県1水道は事実上破綻しているのではないのでしょうか。県はこの状況で、それでも突っ走るつもりでございましょうか、お答えください。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

○（録画映像）

ただいまのご質問にお答えいたします。

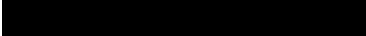
現在、全国の水道事業は、先ほども申し上げましたとおり従来の拡張整備の時代から既存基盤を維持強化する時代へと大きく転換しております。そうした中での主な課題としましては、次の3点に集約されております。1つ目としては、施設の老朽化と耐震化の遅れです。

[「短く願います」と呼ぶ者あり]

○（録画映像）

脆弱な経営基盤、そして技術承継の減少でございまして。こうした課題を克服し、将来にわたり安全な水を供給するため、繰り返しになりますが、平成30年に水道法を改正し、法律の目的を。

[「同じことは言わないでください」と呼ぶ者あり]

○（録画映像）

水道の基盤の評価に据えました。これに伴いまして、茨城県は水道の広域化を進め、住民に安全な水を届けるというような事業に携わっていると認識しております。

○久松公生委員長

映像を止めてもらっていいですか、すみません。

今の部分ですが、最初の部分は、市の事務とは無関係な事項の内容でした。それから後の答弁に当たりましては、部長答弁のときに、確認ちょっと、聞こえた、ちょっと薄かったんですけども、短く願いますとか、あと、同じことは言わないでくださいとかというような、そういうふうな恫喝的と受け取れる言動の確認でした。

次、願います。

○佐藤文雄議員（録画映像）

水道を供給される県民の半数以上が、これに参加しない、破綻したんじゃないか。それでも進めるのかという質問に答えていないですよ。答えられないんじゃないかなと思うんですね。

長々と答弁されますが、長々だと私が困ります。

県の地下水採取条例において許可が必要になる、規制の対象となる用水、いわゆるポンプですね。基準断面積は、目的が水道用の場合、吐き出し口の断面積を50平方センチメートルを超えるものは規制の対象、これは確認されていますか。

○久松公生委員長

今の部分は、先ほどと同じく市の事務とは無関係な事項の部分、そして威圧的な言動の部分となります。

次に移ります。次のページ、願います。

次は、の確認です。

最初に、令和7年第1回定例会、3月13日です。ここでの通告内容、霞ヶ浦コミュニティセンター、旧あじさい館の浴室についての部分になります。願います。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

15番 佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員（録画映像）

施政方針のときに、この券を配るのも代替施設かと言ったら、そうじゃないというふうにおっしゃいましたよね。今、代替施設だというふうなことをおっしゃっています。これは矛盾していますよね。いずれにしても65歳の方に2枚、8月か9月頃に出すということでございますが、幾らですか、金額。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

■■■■■■■■■■

○■■■■■■■■■■（録画映像）

1人500円でございます。

〔「違う、全体。全額。全額幾ら。ちょっと暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

暫時休憩します。

○久松公生委員長

ここの部分は、答弁を求めているのに対して途中で違うとか、聞き取りづらかったんですが、違う、全体、全額、全額幾らなどということ、ちょっと威圧的な言動と言えるようなことで確認をしていただきました。

次は、令和6年第4回定例会の部分の確認に移ります。

ここでの通告事項は、やはり同じ霞ヶ浦コミュニティセンター、旧あじさい館の浴室についての部分です。

○■■■■■■■■■■（録画映像）

今回の業務につきましては、あくまでメインとしては壁面からの漏水の調査ということでございまして、加えて、改修した場合の費用を概算費用として出させていただいたものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小座野定信君）（録画映像）

佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員（録画映像）

答えになっていないですよ。詳細が分からなければ積算の中身だってチェックできない。チェックができなくても、一式でこんなものだと。その根本英設計事務所を信用すると。信用してこれを設計した。設計というか、もう提示をしたということになるわけですね。全く信用して、あとは、詳細は求めなかったということですね。

○議長（小座野定信君）（録画映像）

■■■■■■■■■■

○■■■■■■■■■■（録画映像）

その際に、霞ヶ浦コミュニティセンターの機能維持のための年次的な改修が必要となる工事によって概算経費の説明をさせていただいたと思います。

主なものとしましては、今年度に視聴覚室照明の更新工事としまして、設計並びに工事費として約2300万円、空調設備改修工事の設計費として1430万円でございます。

また、令和7年度から8年度にかけて、空調設備改修工事で4億から5億円程度を予定してございます。また、令和8年度以降には照明設備等更新工事、設計並びに工事費に約6000万円程度……

〔「時間になっちゃうからさ」と呼ぶ者あり〕

○ [REDACTED] (録画映像)

高圧受変電設備更新工事、設計並びに工事に約3億円程度かかるものと見込んでございます。
以上でございます。

○議長(小座野定信君)(録画映像)

佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員(録画映像)

説明のポイント、10億円の説明していないじゃないの。10億円の説明してよ。ここがポイントなんだよ。何でこれを、10億円の説明しないの、大規模修繕。10億円の説明してよ。書いてあるでしょうって。

○議長(小座野定信君)(録画映像)

暫時休憩します。

再開します。

○ [REDACTED] (録画映像)

お答えいたします。

ただいま説明した内容ではございますけれども、空調設備に4億から5億程度、また、高圧受変電設備更新工事等に約3億円程度かかるようなことで、約10億円ということで説明をさせていただいたと思います。

○久松公生委員長

以上の部分に関しましては、威圧的な言動と言える部分の確認でございました。

以上、今3人の部長のやり取りを確認していただきました。

ただいまの確認部分につきまして、ご不明等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

今のちょっと編集の中ですごく不明確というか、何でこうなったのかというのを知りたいんですけども、一番最初、令和7年第4回定例会の12月3日のところの画像をずっと見ていくのかと思ったら、途中で令和7年第1回定例会、3月13日のところが途中で2ページ目に入りました。それからまた戻って令和4年になるんですけども、何でここだけ編集がこういうふうになっちゃったのか教えてもらえますか。

○久松公生委員長

この最初の部分は、前回も確認してもらった1ページのちょうど真ん中辺ですか。ここの部分は令和7年第4回定例会の庁舎管理規定についての通告に基づいた部分の確認でした。それで、その下からは今度は通告内容が複合交流施設の見直しについての部分の確認だったので、ちょっと飛んじゃったように見えますが、それ以降は通告事項、複合交流施設の見直しについてがずっと続いています。

以上です。

○櫻井健一委員

いや、本来であれば、同じ定例会のほうが、続いて、それで最後のほうに来た定例会の第4回から外れたところの、その以前にあった不適切発言のような、令和7年第1回定例会ですとか令和6年第4回定例会といったところに、本来であれば、この令和7年第1回というのが入ってくれば、まとまって、こういうことを言いたいんだなというのが分かったんですけども、この問題になった、発議に関係しているところの間にこれが入ったというのがすごく不自然だなと思ったんですけども、そこを教えてくださいませんか。

○久松公生委員長

ちょっと申し遅れました。聞き取りづらかったとか見づらかった部分の解釈ですが、この資料は、まず最初に■■■■■■■■■■のやり取りだったので、そこに令和7年第4回定例会、そして令和7年第1回定例会というものを集約してしまったので、ちょっと見づらかったというのがありますが、その3人の部長に対して、令和7年第4回ですとか、令和7年第1回ですとかというふうに分けさせていただいたので、そのように感じたのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

○櫻井健一委員

これ答弁者で分けたという解釈で、こうなったということによろしいんですか。

○久松公生委員長

そのとおりです。

○櫻井健一委員

この選んだ、今回の定例会以外のところの文面を選んだのは委員長なんですか。それで、選んだ理由とか教えていただけますか、ここを抜粋した理由というのを。

○久松公生委員長

常習的な部分といいますと、いろいろ遡ってしまうと、どんどんいつまでもという区切りがありましたので、まずは令和7年度というか、その辺で、近いところの部分でということで、この辺のところをそういうふうな言動なのかなということを選ばせていただきました。要は、今、令和7年度に近いものからお示しをしたかったんです。それで選びました。

ほかにございますか。

○櫻井繁行委員

今日は委員長が冒頭お話をしたこの発議の(3)の部分を重点的にということで、僕もちょっと聞き取ったんで、櫻井健一さんのほうで答弁いただいたけれども、まずは■■■■■■■■■■のところを委員長のほうで少しピックアップをしていただいたということなのかな。それで、■■■■■■■■■■のところをピックアップして、最後に■■■■■■■■■■のところをピックアップをしていただいている、今は、これを事実関係を確認して、言った、言わないのところを確認をして、この後は、要は全体で参考人招致になっていく、それともお一人お一人、その辺のところをちょっとお伺いしたいんですが、いかがですか。

○久松公生委員長

今、3人の映像と会議録を確認していただきました。この次は、この3人の部長さんを1人ずつ参考人として呼びをしまして、順に質疑等をしていきます。

○櫻井繁行委員

今日は■■■■■■■■■■、そして■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■と全員いらっしゃるということによろしいんですか。

○久松公生委員長

本日は3人いらっしゃっております。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

ないようですので、以上で動議理由(3)に該当する部分の確認を終結します。

次に、参考人質疑を行います。

ここでお諮りいたします。

参考人質疑については、参考人のプライバシーの保護及び心理的負担軽減のため、秘密会で審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただいまから本委員会を秘密会といたします。傍聴議員以外の傍聴者は退出願います。

[秘密会につき非公開]

○久松公生委員長

以上で秘密会を終了します。

それでは、秘密会のため退場した傍聴者の入室を許可いたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 3時10分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時11分]

次に、一身上の弁明についてですが、冒頭申し上げたとおり、佐藤文雄議員より弁明をしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

佐藤文雄議員による一身上の弁明を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、佐藤文雄議員からの一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

それでは、佐藤文雄議員の入室を許可します。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 3時12分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時13分]

それでは、佐藤文雄議員の一身上の弁明を認めます。

○佐藤文雄議員

それでは、懲罰特別委員会の皆さんに弁明をしたいと思いますが、今回の弁明については、去る12月5日、私に対する懲罰動議に対する弁明、これが基本になっております。したがって、重複する点があると思いますが、弁明を改めて行わせていただきます。

懲罰の理由に基づいて、順次弁明をいたします。

まず、(1)の議会の品位を著しく損なう発言を繰り返したこと、ポツ、当初の取扱いを陳情として扱ったと断定した事実誤認の発言についてです。

これ差出人不明の文書は怪文書として当議会をはじめ県内の議会では取り扱っていませんとして、本かすみがうら市議会では取扱いをしていないことを強調したもので、宮嶋市長はなぜ陳情として扱ったのかと質問ただけであります。特に他意はありません。

次のポツ、特定団体、宗教団体との関係を市長が認識していたとする根拠なき指摘についてです。

本市議会では、かすみがうら市議会議員政治倫理条例を令和5年3月17日に審議した際も、倫理条例第3条に(9)庁舎内において職員に対して政党機関紙の購読の勧誘、配達、購読料の徴収など一切の行為をしないことがありました。しかし、審議の結果、これは省かれました。この審議の中で私が、国

際勝共連合、統一教会から陳情書が出されていることも示しております。

また、令和7年2月10日付で要望書が出されていますが、私の一般質問では、この提出者、パワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会及び茨城県の会となっておりますが、この代表者を調べてみると、国際勝共連合茨城県本部代表者です。これは市長もご存じのように統一教会でありますということ、統一教会が出しているんだよということをお知らせをして確認をただけであります。市長と統一教会との関係を指摘したものではありません。この要望書は3月議会で議場に配付されております。

ポツ、市長が統一教会と同様の行いをしたとの抽象的表現についてです。

統一教会から出された要望書は、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の決定を求めるという内容です。ですから、私が一般質問では新聞赤旗の庁舎内での勧誘禁止を求める動きは、統一教会、国際勝共連合系の団体と人物が全国的に進めているものであります。今回の投書なるものもアンケートの調査も、統一教会、国際勝共連合の資料がたたき台となっているように見受けられますと述べて、市長が統一教会と同様な行いをした、いわゆるつまり政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則改正ですね、これをしたことは極めて残念でなりませんと私の思いを伝えたわけであります。

なお、令和7年2月10日付の統一教会の要望書に添付された資料、これは、この資料と、10月22日付の本市のプレスリリースを見比べていただきたいと思います。類似する箇所が多いことが分かります。

ポツ、市の事務と無関係な事項（県事務等）の執拗な追及による誤解を生じさせる質疑についてです。

水道事業の広域化は、県が1県1水道を推進しており、市民にとっても水道問題は重要な課題であります。県、または市も含めてこの問題は真剣になって取り組んでいるはずであります。ですから、市の事務と無関係ではありません。

ポツ、背景に特定案件（旧新治小学校貸付け）を結びつける事実無根の主張について。

私は、なぜ今回の改正なのかが本当に疑問でした。ですから、私は一般質問で、これは旧新治小学校の財産の貸付けに関わる特別委員会設置に関する決議、いわゆる調査特別委員会を設置するということが小座野定信議員が提案者で、賛同者は私を含む3名、矢口龍人議員、そして櫻井健一議員、3名でございます。私に対する、投書は9月9日でございます。そして、櫻井健一議員に対する差出人不明の投書、これも封書も確認しております。これは9月8日であります。審査をしたのは9月2日、特別委員会についてですが、9月3日に議案審査特別委員会で審議をしました。櫻井議員の問題は、既に農業委員会で事態解決に向けて動いている件でございましたが、9月24日の本会議で櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に関わる調査特別委員会が賛成多数で設置され、翌日の茨城新聞で報道されたわけであります。

私についても10月23日、NHK茨城が、市議が政党機関紙購読勧誘、規則改正で禁止にとして、佐藤文雄市議、まさに名指しで報道されたわけであります。さらに9月24日、矢口龍人議員が経営するゴルフ練習場からゴルフボールが当たり、散歩中の男性がけがをしたというニュース、これが11月7日に茨城新聞で報道されました。私は、この私を含む3人は、今言ったように旧新治小学校財産貸付けに関わる調査特別委員会に関する決議に賛同した3人です。たまたまなのでしょうかとというふうに一般質問で疑問を投げかけたわけであります。それから会計には、旧新治小学校の貸付けが問題があると思いと述べたわけでございます。事実を整理することで、真相を知ることでもできるのではないのでしょうか。

（2）議事進行を妨害し、職場の秩序を乱す言動を繰り返したこと。端的に、短く、長いなど、恫喝的とも思われる発言を繰り返して答弁を妨害したと。これは議事進行を著しく妨害し、職場の秩序を乱した行為として懲罰事由に該当するという点です。

これについて、議長は、「執行部に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対して簡潔明瞭に答弁されるようお願いいたします」と確認しております。制限時間の70分で一般質問をするわけですから、答弁中に、端的に、短く、長いなど、発言をしていますが、恫喝ではありません。こういう問題は、あくまでも制限時間が70分、この中での制限の中で行わなければならないというのが大変、私にとっては苦勞しているところがございます。以前は120分、それが90分になり、今では70分です。ですから、執行部には簡潔で明瞭な答弁を心がけてほしいということを思っております。

(3) 市職員に対するパワーハラスメントに類する行為、一般質問や質疑の場で、執行部職員に対して威圧的な……、常習的に行われ、職員と執行部の完全な関係を破壊する行為であるとともに、議会制民主主義の運営に支障を来す行為だというふうな評価をしているようです。

これについてですが、10月3日の一般質問を飛び越えていますよね。これ質疑の場ということまで入りました。この常習的に行われているということまで出されています。これ提案者の個人的な感想を懲罰事由にしているのではないのでしょうか。具体的な例を挙げていただきたいと思います。今日は3の方が答弁していたようでございますが、いずれにしてもこの3人の参考人の質疑の中身については明らかにしていただきたい。私はあくまでも真剣に質問をしております。決して威圧的な言動はしていないというふうに確信しております。

(4) 議会の品位を著しく失墜させた行為。一般質問の制度、趣旨、市長への説明責任、議事録公開を逸脱し、自らの主義主張のみを展開し、答弁を求めない発言。

これについてですが、やはり時間的な制約がある中で、一定の答弁を求めています。しかし、全て答弁を求めておりませんでした。そして最後に、住民が主人公の立場で新治地区の皆さんへの説明会を市長の責任で開催されることを要請しますというふうに、要請しているんですね。これお願いをしているんです。付け加えていえば、市長には反問権があります。これまで宮嶋市長は2回行使していますので、反論したいと思えば、行使していただければよかったですのではないのでしょうか。

丸ポチ、通告外、無関係な資料の提示、不必要な資料の要求、執行部の業務を混乱させた行為。議会運営に不当な負荷をかけ、市民の対議会信頼を損なう行為である。懲罰事由となるということについてですが、議会は執行機関を市民の立場でチェックするという機関であります。いわゆる二元代表制です。必要な資料の請求は、手続の上、行っております。資料の請求は、調査する上で議員の必要な責務だと私は考えております。

以上、私からの弁明といたします。ありがとうございました。

○久松公生委員長

それでは、各委員から質疑をお願いしたいと思います。挙手によりご発言願います。

○櫻井繁行委員

今、佐藤文雄議員の弁明の中で、一般質問において、議長からの発言のところがありましたよね。明確に答弁していただくようにというお話がありました。それでもう一方のところなんですけれども、同じように議長が発言する中で、法令等を遵守し、特に個人情報に配慮した上で発言していただくことを求めますと、これも議長が一般質問冒頭にお話をしている言葉でございます。この言葉、ご自身の発言の中で遵守されている、守られているというふうにお考えなんですか。

○佐藤文雄議員

今回の件ですか。今までのことじゃないですよ、今回の件ね。今回の件について、例えば今回の貸付けの問題で3人の名前を挙げました。これは公的な議員でございますので、またこの問題については明らかにしなきゃいけないということです。

ほかのこれまで議員以外の人たちの名前を出して指摘したことはございません。

○櫻井繁行委員

そうすると、今までの発言であつたりとか、一般質問も含めて、佐藤議員としては、法令等を遵守し、特に個人情報に配慮した上で発言していただくということはしっかりと守られてきたというようなお考えなんですか。

○佐藤文雄議員

そうです。

○櫻井繁行委員

あと、ちょっともう一点聞きたかったのが、今日は3名の部長さん、元部長さんというか、参考人招致で来ていただきました。内容については秘密会ですので、この場では差し控えますけれども、佐藤文雄議員のこれまでの一般質問であつたりとか、議案審査特別委員会、全員協議会は会議録が残らないのでちょっと不明確というかのところはあると思うんですけども。これまでの市の職員さんに対する発言の中で、例えば伝え方であつたり表現の仕方、佐藤さんが市の職員に対してね。これが強い口調になっていたりとか、高圧的な表現になってしまったというか、不適切な表現を取ってしまったというような認識はありますか。

○佐藤文雄議員

今日ね、部長3人ですか、お話しされたというふうに思いますけれども、議案審査特別委員会についても、かなり厳しく追及することはあります。それが高圧的だというふうには私は思っておりません。厳しくというのは、私は仕事には厳しいですから。だからしっかりと答弁してほしいと。ですから何回も追及するような形で答弁を求めることもありますよね。最終的に、そこで暫時休憩みたいになってしまふ。後で時間をつくって、また答弁してもらふ。そういうことは多々あると思うんですよ。やはり徹底して内容を詰めていくというのは、私たち議員の仕事じゃないでしょうか。そういう立場で、私なんかも資料をね、いろいろ求めたり、また事前に資料をチェックして、この問題について、こういうことがあるんじゃないかというふうに言って確かめるというやり方を取っていますよね。やはり事前に準備をする、そしてそれについて執行部が答えられないんでは、やはり執行部そのものの準備が足りないんじゃないかなというふうに思うんです。

やはりそういう点では、もっともっと、質疑の中身についてはレベルアップをしなきゃいけないというふうに思います。それは、私たちも執行部もお互いに切磋琢磨して、この中身を充実したものにする。それを私たちは市民に知らせていく。このことが必要だと思います。

○櫻井繁行委員

最後にしますけれども、もちろん佐藤文雄議員おっしゃるように、我々は市民から負託をされていますし、真剣に議論をして、市をいい方向に進めていく、これが一丁目一番地だと思います。ただ、表現の仕方であつたり伝え方、これが不適切であつたのではないのかなというところでお伺いしたかったんですよ。どうしても議論がヒートアップしていきような中になったときに、声が大きくなるとか、相手が威圧的、また高圧的に取ってしまうような言動が見られた。そういうところを映像で確認をさせていただいたので、改めて佐藤文雄議員には、そういった発言に対して、自分がちょっと不適切だったなというところがあるかなというところをお伺いしたかったんですが、そのことを答弁いただいてもよろしいですか。

○佐藤文雄議員

映像を見て、かなり厳しい、私の顔が悪いんでしょうかね。そういうふうにしたと。傍聴者の人た

ちもそういうふうを感じているんでしょうかね。やはりそこですよ。確かに執行部のほうは、私のほうのこの質問に対して、やはりかなり圧力を感じるというのはあるかもしれませんね。それは私がいろんなこと、資料を作った上で質問しているわけで、それに対してあまり圧力だというふうを考えてもらおうと、私自身が、今後どうやって質問するのかという点では、非常に悩んじゃいますよね。これまで私も20年、また今、23年目ですから、やってきましたけれども、特にそういうことについて指摘されたことはございません。今回、どういうわけかこの問題を常習的に行われているというふうまで言われてしまったわけですね。そうやってその部分を……、今度は逆に議員が委縮してしまうんじゃないかと思えますね。やはり議会は言論の府でございますので、言論は言論で。もしそういったことがあれば、そのことについては、委員長とか議長が一定程度指摘をする、その場で指摘をするというような形で進めていかないと、何か議員が逆に委縮してしまうんじゃないかなと思うんです。これでは議会は成り立たないんじゃないかなというふうに思います。

私が言ったように、二元代表制で、議会と執行部はお互いにチェックをし合う。それに対して、質問に対しては正確に答える。それで議論を戦わせる。こういうことが不断に、このかすみがうら市議会で行われなければならないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○久松公生委員長

ほかに。

○櫻井健一委員

すみません、今日は参考人で来てもらって、今の返答の中で、20年間……、20年間というか、今までの一般質問の中でそういう指摘されたことない、議長さんに止められたことはないということなんですけれども、そこを確認しますけれども、どうですか。

○佐藤文雄議員

一度もございません。今回突然、懲罰委員会で、久松議員から動議が出されて、逆に驚いていますが、動議をされたときに、宮嶋市長がね、議長と私に対して抗議をする、そして議会に対しての申入れというのが最初に出されましたよね。あれがたたき台になっていたというふうに私は、懲罰動議のときに、話したと思うんですよ。やはり逆に市長の越権行為、これが物すごく強く根底にあるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、今までは全くありません。今回突然この問題を出された。その背景に宮嶋市長の抗議、議長と私ですよ。それに対して具体的に議会に対する申入れということ、ご覧になっていたと思いますが、あれがたたき台になって、私の懲罰動議となっています。本当にね、私なんかは驚きました。

○久松公生委員長

ないということです。

○櫻井健一委員

動議とかじゃなくて、質問の途中で注意をされたり止められたりということがないということですよ。しいですね。

○佐藤文雄議員

ございません。

○久松公生委員長

ほかにございますか。

○井出有史委員

本日はお疲れさまでございます。

ちょっと私のほうから議場での発言の認識について少しお伺いしたいんですけども、議長での発言というのは、責任ある重い発言になると思うんですけども、その中で、確証の持てない内容であったと、例えば臆測や推測の域であっても、それは発言してもよいという認識をお持ちなのかちょっとお伺いしたいんですけども。

○佐藤文雄議員

憶測という形ではなく、一定程度の根拠を持った場合は発言をしています。ですから、それなりの根拠を持って発言をしていると。憶測ではなく、一定程度の確信の下に話をしている。ですから、憶測で話すということはありません。それは逆な意味で市民を惑わすということになってしまうので、できる限りそういう確信を持った上で発言をしているというふうに私は思っております。

○井出有史委員

そうしますと、裏づけとなる根拠というか、そういう確証がなくても、ある程度確信に迫っていれば発言をしているという認識でよろしいでしょうかね。

○佐藤文雄議員

この前、この中でも話したように、事実を積み重ねて、その検証をして、こういう問題があるんじゃないかというふうに提起をするんです。事実を積み重ねて、そういう事実がなければできません。必ずその事実を積み重ねてやる。例えば入札問題なんかは、ちゃんとデータを取って、どこが一番取っているかとか、回数だとか、そういうデータを基礎にしてやっている。そこに、やはり核心部分に迫れるんじゃないかなと思うんです。事実の積み上げを必ず私はした上でやっているつもりです。

○井出有史委員

今回の12月3日ですかね、一般質問の中の件で少し例えますと、アンケート調査が統一教会の請願をたたき台にしているのではないかと、そういった案件もそうですし、特別調査委員会を賛成したのが背景にあるから、特別調査委員会を賛成したのが背景として、その規約改正をされたんじゃないかといういわゆる発言に関しましては、これはもう確証があるという認識でいいんでしょうか。

○佐藤文雄議員

今話したように、統一教会の問題についてはかなり重要だと思うんです。これは何回もというか、政治倫理条例をつくるときにね、あれは県のほうに請願が出されているんです、赤旗購読の問題について。それは、トモベという方が出されていましたが、それは統一教会だよということをちゃんと資料を示してやりました。

今回の問題については、今言ったようにプレスリリース、あの中身ね、中身、それと、まだ見ていないと思いますが、2月20日に議会運営委員会が出された統一教会の要望書、その要望書の資料というのがあるんですよ。資料にもう事細かに書いています。その資料が、そのポイントポイントが、このプレスリリースでアンケート調査をやった、こっちもアンケートの調査をやった、これ本当に比べてみてください。非常に似通っていると。これはやっぱり攻撃材料にされているんです。その点を私は確信を持って、これは統一教会がたたき台になっているんじゃないかというふうに言ったわけです。よろしいですか。

○井出有史委員

市長も本当に非常に……

○佐藤文雄議員

ちょっと貸付問題言わなかったね。ごめんね。

○久松公生委員長

佐藤議員、続けてください。

○佐藤文雄議員

ごめんなさい。新治小学校の貸付問題、これはね、やはり事実を述べたということだけじゃないんですよ。今回、当初の動議のときに話をしたと思いますが、11月15日だったかな、私、議会報告会やったんですよ。その前に霞ヶ浦学院ともう一つあった業者の方、代表の方から電話があったんですよ。議会報告会があるけれども、いろいろ質問したいんだと、質疑応答したいんだと言ったんだよね、最初ね。質疑応答したいんだと、参加していいかというふうに言われたんですよ。私はいいですよというふうに話しました。そうしたら、その電話の中で、個人的に会えないかと言われたんですよ。個人的には会わなくていいよということで、当日来ていただいて、質問してくださいというふうにして、こういうことがあったんです。そうしたら、まだ、電話の中でね、佐藤さんが出しているかすみがうら新聞にああいうふうにでかでかとか書かれると非常に困ると。やはり賛成の意見も聞いてほしいんだと。佐藤さんから、賛成の意見もあるよというふうに言ってもらえないかというようなことまで言ったわけです。ですから、それは実際に私の議会報告会に来て、話をしてくれないかと言ったんですね。

それと同時に、本来であればこの問題についてはかなり重要な問題だと。だから、調査特別委員会をやってくれという小座野議員の提案があって、私を含む3人が賛成したわけですよ。ところが、それが否決された。だから、逆に調査特別委員会をやれば、あなたたちの意見も、賛成の側の意見も、またその当事者、2回目の説明会をやってくれという要望書を出した方ですね、その方の意見も聞ける。そうすればもっと実り多い中身になったんじゃないかというふうに私が答えたんです。大体それで電話終わって、当日参加していただいたんです。その業者の代表の方と霞ヶ浦学院の方3人来て、質問されて、終わりました。その質問は同じような中身でした。何で賛成者の声を聞かなかったんですかと言うから、私は賛成の方についても、これはぜひ聞く機会を設けないか、これが調査特別委員会だよと。これが必要だったんじゃないかなというふうに思っているんだというふうに答弁をしたら、それ以降は質問はございませんでした。

特に、だから、この問題で、あれは9月6日だよ。この9月の……

○久松公生委員長

今の質問に対してで……

○佐藤文雄議員

だから、そういう一定程度の確証を持って発言しているということです。

○井出有史委員

私もこれをいろいろ調査させてもらった中で、確かに一定程度という表現の確証なのかなという認識でございまして、本当にこれがもう確証であるという認識の下での発言ではないような感じはしているんですね。前回、市長陳述ももらっているんですけども、その市長陳述の中には、根拠のない言いがかり的な発言を繰り返し、市の名誉を著しく傷つけ、反論の機会も与えず、質問もせず言い捨てて、この問題を一方的に切り捨てましたという記録が残っております。

私も一般質問、議事録をちょっと見させてもらったんですけども、この議事録は拝見されましたかね。この中で、確かに途中から質問を求めている状況で、ずっと一方的な発言を繰り返しているような状況が見受けられるんです。この議事録を見返した中で、答弁を求めない発言をしていたなという認識はございますか。

○佐藤文雄議員

答弁を求めるべきだったのかなというふうには私も感じています。ただ、やっぱり時間的な制約が一

番大きかったんですね。大体、答弁が分かっていたんですね。それはもう既に宮嶋市長と私で申入れをやったときに市長が答えているので、その答えが一定程度分かっていたということもあります。本来であれば、そのことをやはり質問、一旦切ってね、質問をすればよかったかなというふうに、それは反省しております。

ですから、最後に話をして、新治小学校の問題についてはぜひ住民説明会をやってほしいという要請で終わらせたということなんです。そういう点では、1か所か2か所ぐらい答弁を求めればよかったかなというふうに、それは反省しております。

○久松公生委員長

1つだけ、委員長職を交代します。1つだけ質問させていただきます。今の質問と関連しているんですが、今日の弁明のときにも、最後のほうですか、市長は反問権を行使すればいいというようなことをおっしゃっていました。またこれは12月5日の本会議の答弁でもおっしゃっていました。その中に、私も以前、一般質問で市長から反問権を使われました。また、来栖議長も使われたということも言っています。

ただ、ここですら、先ほど言ったように、反問権というのは逆質問ですので、質問をしなければ、反問権は行使できないと私はそういうふうに認識しているんですが、佐藤議員は、この弁明の理由として、反問権を行使すればいいと先ほども言いましたけれども、その辺はどういうふうに反問権を理解しているのか教えていただきたいと思います。

○佐藤文雄議員

久松議員の問題についてもね、結果的に話をした上に、特に質問をしたわけではないですよ。宮嶋市長に質問していないんですよ。逆に市長が反問権を使ったんです。覚えていませんか。ですから、そういう意味では、私は、反問権そのものは非常に有効だなと思っているんです。なぜかという、反問権を使っていただくと、制約時間から外れるでしょう。そうすると、その分だけ質問ができると思っています。ですから、そういう意味では、反問権をぜひ、必要なときにはね、反問権を行使してほしいというふうに私、弁明書に書いて、また最初の答弁でも書いたわけです、述べたわけです。

○久松公生委員長

分かりました。

ここでそのときの話をしてもあれなんですけれども、いいと思いますんで。

そのほかに何かございますか。

○櫻井健一委員

ちょっと質問ではないんですけども、反問権は2回と言っていましたけれども、多分3回だと、僕もやられているので、3回あったと思います。それだけちょっと訂正してください。

○久松公生委員長

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、一身上の弁明を終結いたします。

ここで佐藤文雄議員は退出となります。佐藤議員、本日はご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 3時55分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時56分]

これで予定した調査等は終了しました。

そのほか委員の皆様から追加の調査事項等がございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、これより懲罰に関する審議に入ります。

ここで、審議の進め方についてはあらかじめ申し上げます。

まず、懲罰に科すべきか否かを協議し、討論の上、採決により決定いたします。仮に懲罰を科すべきと決した場合は、続いていずれの懲罰を科すべきかを協議し、討論の上、採決により決定します。

それでは、初めに、懲罰に科すべきか否かについて各委員からご意見をお願いしたいと思います。挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井繁行委員

最終的に懲罰にするべきか否かというところに当たっては、懲罰にするべきであると思います。それは、佐藤議員本人も弁明でおっしゃっていましたが、二十何年間、議会として制止をする者もいなかったというお話がございましたよね。市長の陳述にもあったように、ある意味、市議会として黙認をしてきてしまったから、こういう事態を招いてしまったということも言えると思うんです。なおかつ前回の懲罰特別委員会、そして今回の懲罰特別委員会では、会議録、そして映像を見ながらの確認作業もし、勇気を持って参考人招致として来てくれた部長さん、また前部長さん、3名からの意見も聞くことができました。

これを機に、これは佐藤文雄議員だけの問題ではなくて、市民から負託を受けている我々16人がしっかりと襟を正し、不適切、不穏当発言を守りながらルールの上で、法令を遵守した上でしっかりとウィン・ウィンの関係になれるような一般質問、また、発言をしていく、答弁調整も含めてね、していく、そういったことが大事な、いい過渡期になっていると思いますので、しっかりと懲罰特別委員会をやった意義、目的として、ここは懲罰を科すべきだと私は思います。

以上です。

○久松公生委員長

ほかにごございますか。

○櫻井健一委員

僕は懲罰を下すべきじゃないという意見をさせていただきたいんですが、まず、議会には議会の独立権といいますか、自立権というものが議会にはあります。その中に、市長が陳述を言いに来て、もっときっちり罰を下せということは、ちょっと逸脱しているんじゃないかということを感じました。

あとは、議員として、市民の意見を言うという表現の自由なのか、威圧なのか、ハラスメントなのかというのがすごく判断の難しいところでありましたが、本日、ちょっと部長さんの意見の中で、そのときに議長に制止してもらいたかったという意見もありました。そこに関して、一議員にそういう罪とか懲罰を与えるのではなくて、議会としての規律をもう一度見直して、議長の在り方、議長の責任等も踏まえて考えるべき時期なのかなと思っております。

見直すという点では、櫻井繁行委員と一緒になんですけれども、今後よりよい議会運営をする中で、市民の意見ですとか議員の務めをやっていく上で、発言がしづらくなるということが起きてはまずいと思うんです。でありますから、一度、議長を交えた、議会の在り方といったところをもう一回見直すべきなのかなと考えますので、今回、佐藤議員に懲罰を下すのは反対します。

○久松公生委員長

ほかにございますか。

○岡崎 勉委員

私もずっと聞いていて、どうも自分の自覚がないというのがはっきり分かりました。果たして懲罰して、それが直るのかどうなのか分からないので、これ何かいい方法はないんでしょうかね、皆さんね。懲罰以外で。それで直してもらおうということになればいいなと思って、私は思っていますけれども。

以上です。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 4時01分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 4時06分]

ただいまの岡崎委員の質問なんですけれども、意見なんですけれども、みんな何かほかにいい方法ありませんかというところですが、やはり意見としては聞かせていただきます。

そのほかございますか。

○鈴木貞行委員

先ほどの各部長の証言の中で、本人がやっぱりストレスを感じたということは明らかだと思います。また、執行部と議会との関係性が確かに悪くなってしまっているという現状もありまして、それをできるだけ元に戻していくということ。そしてまた、後輩の職員に配慮していただきたいという願いがあるというようなことも言っていましたので、やはり一度リセットしてもらいたいということがあると思うんです。だから、リセットして、リセットするには、やはり一度懲罰をしたほうが私はいいと思います。

以上です。

○鈴木更司委員

今、鈴木委員のお話にありました。これから部長になられる方のことを考えると、やはり懲罰という形で残したほうがいいのかと思います。

以上です。

○久松公生委員長

それでは、協議ですか、討論を終結いたします。

それでは、採決にいたします。

本件は起立によって採決いたします。

本件は、今、懲罰にすべきかという意見と否かという意見で分かれてましたが、そのことによって、今回は、本件は起立によって採決をしたいと思います。

佐藤文雄議員に対し懲罰を科すことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○久松公生委員長

起立多数であります。

よって、佐藤文雄議員に懲罰を科すべきと決定いたしました。

それでは次に、いずれかの懲罰を科すべきかについて、各委員からご意見をお願いしたいと思います。挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

秘密会であったことなので、あまり会議録に残すことがふさわしくないと思いますから発言は伏せま

すけれども、やはり3人の部長さん、前部長さんのお話を聞いていて、悲痛な思いがあったなど。慢性的なストレスを感じていたなど非常に思ったところです。当事者の痛みを思うと、本当に心が痛くなるようなときもあったというところです。

これを機に、いろいろ皆さんご意見もあると思いますが、やはりみんなが襟を正していくということで、まずは懲罰をするべきだというふうには私は賛成討論もさせていただきましたけれども、懲罰の種類、今、タブレットに出ておりますが、4つに分かれると思います。戒告、陳謝、一定期間の出席停止、また最終的には除名ということになろうかと思うんですが、まずは公開の議場における戒告処分ということで、戒告文を来栖議長から読み上げていただいて、まずはしっかりと非を認めていただくというところですね。先ほど岡崎委員からもお話がありましたけれども、やっぱり発言に対してはモラルを持って、ルールを守って行うというところが一丁目一番地になってくるとと思いますので。公開の議場における戒告処分が私は妥当ではないかというふうに思います。

以上です。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

協議を終結いたします。

それでは、ただいまご意見があった今回のいずれの懲罰を科すべきかについては、戒告という処罰についてということでした。

これに対し、戒告の処分を科すべきことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

異議なしと認め、さよう決しました。

ここで委員各位に申し上げます。

戒告についてですが、戒告文(案)は、本委員会で決定することになっております。したがって、その案を次回の本委員会においてお諮りしたいと思います。また、続けて本委員会の審査結果報告書(案)を確認いただきたいと思っております。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

○櫻井繁行委員

先ほど懲罰の種類、戒告ということで決まりましたけれども、次回の、今度は第4回目になるのかな。戒告文の確認等、日程が決まっていればお伝えいただければと思うんですが、いかがですか。

○久松公生委員長

日程等は追って、決まり次第、連絡したいと思いますので、お願いします。

それでは、ないようですので、ここでお諮りをいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただき、また、秘密会としてした部分については、その内容を非公開として調整させていただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で本日の懲罰特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

先ほどもお話ししましたが、本委員会につきましては、日程調整後、各委員に追って連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時14分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

懲罰特別委員会

委員長 久松 公生

かすみがうら市議会懲罰特別委員会会議録

令和8年2月10日 午後4時16分 開 会

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	井出有史
委員	矢口龍人
委員	岡崎勉
委員	櫻井繁行
委員	鈴木貞行
委員	鈴木更司
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

委員外委員

なし

出席書記名

議会事務局長	齋藤明
議会総務課長	由波大樹
議会総務課課長補佐	鴻巣智子
議会総務課主幹	川原場智

議 事 日 程

令和8年2月10日（火曜日）午後4時16分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 戒告文（案）について
 - (2) 報告書（案）について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 会 午後 4時16分

○久松公生委員長

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は8名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。 [午後 4時17分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 4時17分]

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主幹、以上2名を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、戒告文（案）についてを議題といたします。

戒告文（案）をお手元に配付しておりますので、事務局に朗読させます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、戒告文を読み上げます。

戒告文（案）。

令和7年12月3日及び過去の本会議における一般質問の発言中、佐藤文雄議員が執行部に対して、根拠を欠いた言動や、恫喝的・威圧的な言動、答弁を求めない発言による行為は、かすみがうら市議会会議規則第151条「議員は、議会の品位を重んじなければならない」の趣旨に反するものであり、秩序を守るべき議員の職責に鑑みて誠に遺憾である。

ついでには、佐藤文雄議員に対し、今後の議会における発言において、節度と品位を保ち、自身が市民の代表であることを自覚するとともに、自らの言動が議会の信頼性に及ぼす影響を深く認識し、同様の行為を再び行わないよう自制を求めるとともに、執行部に対しても、常に敬意と配慮をもって接することを強く求める。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和8年2月26日、かすみがうら市議会。

○久松公生委員長

ただいま朗読した戒告文（案）について、ご意見のある方は挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

はい。

○櫻井繁行委員

ちょっと法令のところなんですけれども、戒告文の結びのところの、地方自治法第135条第1項の第1号の規定のところを説明いただくと助かるんですが。

○議会事務局長（齋藤 明君）

こちらにつきましては、一番最初のほうに懲罰とはどういうものかということでご説明申し上げました。それが戒告、陳謝、出席停止、除名と。これが1号、2号、3号、4号ということになっております。第135条の1号、いわゆる戒告ということになります。

その順番です。

○久松公生委員長

よろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員

はい。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

○岡崎 勉委員

私は、この文章をこういう長くではなくて、できればこの規則等、それから、地方自治法のこの規定ということで、文章として出したほうがいいような気がするんですけれども、いろいろ該当するようになってしまわないかなと思いますけれども、その辺はどうなのでしょうね、これ。

この市議会の規則第151条、それから、この地方自治法の第135条に基づいて戒告する、これはやむを得ないと思うんですけれども、そういうふうにしたほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○久松公生委員長

まあ、この、私、ちょっと委員長としてですけれども、これまでこの委員会を設置して、いろいろ確認等、いろいろ意見をいただいた中での、そしてまた、報告書なんかも上がっている中での、これを含めた戒告文の内容だと思いますので、懲罰委員会を設置してこういった流れでこうなったということを示すためにも、ある程度のは入れていないと何のあれだというのがありましたので、こういう案を出させていただきました。

○矢口龍人委員

私も、この根拠のないあいつ言動や、恫喝的・威圧的な言動、答弁を求めない発言による行為とかね。そうすると、その第151条は、議会の品位を重んじなければならないということが第151条で、それに抵触しているというようなことなのかなと思うんですけども。

佐藤さんの一般質問は、私も、とにかくもう20年来聞いていますけれども、それも根拠を欠いた言動って、彼は常にデータを重視して、もう、例えば国保にしたって介護保険にしたって、もう全てデータで話しして、質問しているわけですから、それに答えられないというような状況がある。それは執行部

の問題であって、それを議員に対して、恫喝とか根拠を欠いた言動とかという、そういうふうな言い方は非常に失礼だと思うんだよね。

だから、私もう、こんなことまで入れる必要はない。もう第151条で、品位を重んじるということではないんじゃないんですかね。

それから、自らの言動が議会の信頼性に及ぼす影響を深く認識し、同様の行為を再び行わない自制を求めるとともに、執行部に対しても、常に敬意と配慮をもって接すること。こんなこと入れるんですか。敬意とか配慮、こんな当たり前じゃないですか、だって。

議会人は、選挙で選ばれてきているんですよね。そうすると、執行部は、選挙で選ばれてきているのは市長だけなんですよ。我々は市民の代表なんですよ。そんなに敬意を払ったり、配慮していたりしたら、議会なんて機能しないんじゃないですか。

だから、この辺のところは、私はカットしていただきたいと思います。

○久松公生委員長

今の矢口委員のご意見ですが、最初のほうの、最初の発言の中の、データを重視しているとか、そういったことは、もちろん承知であります。

しかしながら、この書いた根拠は、やはりこの委員会を開いて、確認をしていただいて、そして、参考人も来ていただいていた中で、ある一定認められたところもありましたので、こういった行為はということで入れさせていただきました。

で、また、次の後半に申し上げていただいた、執行部に対しても、常に敬意と配慮をもってということは、一般質問等で、今までもあったんですが、答弁調整とか、やっぱりお互いに信頼関係とか、そういったものでもやっていく必要もあるし、やっぱり一般質問の中で、そういうふうにある程度の、お互いのことをある程度考えた上でやるという意味合いをもってのことがありましたので、こういった文章にさせていただきました。

○矢口龍人委員

委員長、そんな生ぬるいことを言っていたんでは、我々は、議員は市民の代表としてこの議会に来て、予算、そういうことの執行の状況とか、それから、事業の流れの状況とかをきちっと市民に知らせなければならないんですよ。

だから、佐藤さんの場合は、とにかくご存じのとおり、全て、もう10年分、20年分のデータを根拠にして、特別委員会でも何でも質問しているわけだからね。それに対して、また、例えば一般質問においても、しっかりと調整してやっていると思いますよ。そっちも、佐藤さんにちゃんと調整しなかったら、答弁なんかできないんじゃないですか、だって。

幾ら一生懸命答弁の仕方まで教えてやっても、そのように答えないから、佐藤さんは、何度も何度も、時間の無駄だということを言うんですよ。

だから、それは、佐藤さんのやり方と、我々のやり方、根本的に違うんですからね。だから、そんな、敬意とか配慮、敬意を払っているとか何とかって、もちろん払っていますよ。その上で、佐藤さんは、職員の人たちの教育係でもあるわけですよね。だから、それなのに、こんなことでもう書き連ねてしまったら、だって、議会人としてやっていけなくなってしまうんじゃないですか。もう少し配慮をしていただきたいと思います。

我々みんな、これ議会の仲間ですからね。こんなことで議員の活動を止めるようなことがあってはならないですよ。

私は、もうこの戒告は、それはそれで、まあ、いいと思いますよ。確かに、佐藤さんもいろいろなこ

とありました。長い間ありますよ。だから、確かにある。だから、それは自粛してもらって、また新たなやり方で議会の運営に携わっていただきたいというふうな思いでいるので、こんなふうなことやったら、これ後世に残りますから、ちょっと考えていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

懲罰委員会、僕もずっと出てきて、今日、資料の3で出してもらっているその懲罰動議該当箇所というところは、映像と会議録でずっと確認をしてきたことなので、これが今ちょっと議論になっている根拠を欠いた言動や恫喝、威圧的な言動、そして、答弁を求めない発言のところというところで、みんなでチェックしてきたところですよ。

これは、会議規則の第151条に抵触をしているというところ、反するというところがあるので、やっぱり明記をしなければいけないと思いますし、先輩議員である矢口委員からもいろいろご意見ございましたけれども、常に敬意と配慮をもって接することというのは当たり前なことだとおっしゃっていますけれども、その当たり前のことを守れていなかった現状があったので、こういった懲罰委員会というのも、私が議員になって初めてのことなので、その前のことは調べていないので分かりませんが、そういったことに及んでいると思っています。

だからこそ、この戒告文にはしっかりと明記をして、やはりお互い対等な立場で、ウィン・ウインの関係で、それは職員も、我々だって、議会を勝ち上がって、市民の負託を受けて地域のためにしっかりと尽力をする一議員ですけれども、職員は職員なりに、やっぱり市を発展させるために頑張っている、行政職をしっかりとつかさどっているというところ。お互いウィン・ウインの関係で信頼関係を持って、お互いの持ち味を生かして、かすみがうら市をより発展していく、よくしていくということが非常に重要だと思いますので、しっかりと戒告文として明記をして、本会議のほうで読み上げる必要があると思いますので、この辺が理解されているから削除してくれという気持ちも一つはわかりますけれども、やっぱり懲罰委員会をせっかくこうしてつくったわけですから、しっかりと明記をして。

これは、正直言ったら佐藤さんだけではなくて、ほかの15人の議員にも言えることですから、そういったところも、私も含めてしっかりともう一度、戒めとして胸に刻むために必要なことだと思いますので、やっぱり戒告文だと私は思います。

以上です。

○久松公生委員長

ほかにございせんか。

○櫻井建一委員

そもそも提案理由になったのは、発議の4つの理由があったと思いますが、前回までの審議で、この映像を見て、ここがこれに当たるというようなところの確認はいたしました。この大きな4つの中の内容についての審議というのは、すごく薄いんじゃないかと思うんですね。

このパワハラがあったかもしれないですとか、議会の信用を著しく失墜させるような行為みたいなことに抵触、その理由があるがゆえにこういう文章になったのかなと思うんですけども、この1つずつの動機が、市民の代表としての事務の追及をするがゆえの表現の自由なのか、それとも、それを超えたのかといったところの議論は、今までの委員会の中でされていないのかなと思っています。そこが何か、前回、この懲罰にするのに、賛否を採って決まったというような感じに僕は受けているんですけども、この内容については、話はもっともまないんでしょうかね。

○久松公生委員長

ただいま櫻井建一委員のお話ですけども、そういった部分を含めて第2回、第3回とって、参考

人質疑等もさせていただいて、意見をした上で、それで第3回の委員会で決定した内容でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○櫻井建一委員

例えば、秘密会で部長さん来ていただいたときに、ハラスメントのことにに対して僕質問しましたが、おのおのの部長さんが、ハラスメントというよりはというような、今後の自分の後継に当たる人が同じような思いをしないようにというような思いを込めて、ああいう勇気を持った発言をしてくれたのかなと思いますけれども。

実際、これハラスメントと認められないんじゃないかなと、僕思うんですけども、そこに関して、委員長はどういうふうに見解していますか。

○久松公生委員長

ただいまのご意見ですが、ハラスメントを認定するとかという話ではないかと思えます。

懲罰委員会の中で、こういった発議、言動を確かめるために行って、そういうふう感じたというふうな、恐らくそういったことは皆さん確認等できたと思えますので、あくまでも懲罰委員会は、ハラスメントがあったのを認定するとかしないとかという話は、別な話であると思えますので、今のそのハラスメントに関してはという、認定はしていませんけれども、参考人質疑等々の中でそういう発言がありましたので、こういうふう、そのことに関しては、認定はしなくても、この委員会とは別物だと思いますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思えます。

○櫻井建一委員

今、ハラスメントに関しては、そういう認定をする場所ではなくて、そういうことも認められないというようなお話なのかなと思えますけれども、それであれば、執行部に対して、常に敬意と配慮をもって接することを強く求めるということができていなかったんでしょうかね。

ここの文章にこれを入れるということは、できていないから入れるということなんですけれども、そういうところは、どこでこれ、その根拠があつて書いたのかというのを教えていただけますか。

○久松公生委員長

今の櫻井建一委員のお話ですけども、やはりそのところは、先ほども櫻井繁行委員からもお話がありましたように、対等な立場でありますし、これは、常に議員は、この常に敬意と配慮をもって接するというのはもう当たり前のことなんですけれども、それができていないというか、そういうふう感じたところが要所要所見られたというか、そういったところも確認の中で含まれているのかと思えますので、そういったことをこの懲罰委員会で確認できましたので、入れさせていただきました。

○櫻井建一委員

例えば、事務の追及をしている中で感情が出てしまって、何だそれはみたいな感じの、敬語ではない言い回しをしたりですとか、これは国会中継でもよく見られがちなことです。

その表現の自由といったところを、どこまで認めるかといったところを定めてもらわないと、今後、こういう人いっぱい出てきてしまいますね。感情的になった話し方をする議員は、佐藤議員以外にもいらっしゃると思いますので。僕もちょっとかつとなったときに汚い言葉を使ってしまう可能性もありますので。

例えば、もう一般質問の中では、敬語しか使ってはいけないとか、そういうふう決めてくれるんだったらいいですけども、この漠然としたような規則とか決まりの中で、その表現の自由というのはどういうふう担保されればいいんですか。これを言ってしまったら、もうほかの議員も同じようなことになり得ないので、そこをはっきりしておいたほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○久松公生委員長

今の櫻井建一委員の質問ですが、この戒告文にも書いてありますように、議員は、議会の品位を重んじなければならないというふうに全て含まれていますので、その辺はおのこの議員の内容かと思えますので、それは、市議会会議規則第151条にも定められていますので、その辺は自分の、議員としての判断が一番だと思います。

○櫻井建一委員

今、議員の判断ということで、私は質問する側として言いましたけれども、これ逆に、執行部側でも同じようなことが起こり得ると思うんですけれども、そこに関しても同じような見解ということなんでしょうか。

○久松公生委員長

今、執行部側というお話ですけれども、執行部側は、質問に対して真摯に答弁をしているだけだと思います。

なので、そのどういう発言、どうのこうのというのはないのではないかと思いますけれども。

○櫻井建一委員

二元代表制で、執行部は執行部側できちっとする、議会は議会でしっかりするというのであれば、市長がこの委員会に対して意見を申し出てきたということは、逸脱した行為として受け止められることではないんでしょうか。

そこに関してはどのようにお考えで、この、懲罰を決めたといったところにそれは関係されていますか。そこを教えてくださいよろしいですか。

○久松公生委員長

市長の申入れに関しては、最初の委員会のほうでも同じ質問があってお答えしたと思うんですが、それとは違うものです。

これは、あくまでも12月5日の第4回定例会においての、を終えての発議ですので、ご理解いただきたいと思います。

○櫻井建一委員

では、市長の申入れの意見は、ここの処分には影響していないということなんでしょうか。

○久松公生委員長

申入れがあって、その辺を、まあ、恐らくこの委員の皆様は、その中身のある程度把握してもらって、この結果といいますか、この戒告に当たっては、考えの中の一つにはなったのかと思いますが、影響している、影響していないは、その委員の人たちの判断もあると思いますので、さきにも言いましたように、申入れとこの懲罰委員会は別なものであると。別なものでありますので、関係ないと思いますね。

[「関係なくない」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

関係ないといいますか、そことは違う考えでいいと思います。

○矢口龍人委員

委員長、今の発言ちょっと訂正したほうがいいと思うんですけども。

関係ないって、あなた、その日に申入れ書が市長から出て、それで、それをばくってこの懲罰動議を出したんでしょうよ。だって、内容同じなもの、これ。違いますか。

あなた、だって、聞いた話、そのままここに書き出せますか。

○久松公生委員長

すみません。

今の関係ないという発言に関しては、訂正させていただきます。

申入れ書と懲罰委員会は違うものですので、この委員会には、この申入れ書が影響したとかというのは関係ないということで、申入れ書はあくまでも申入れ書で来た、この委員会に対して来たものですので、そこは別物と考えております。

○矢口龍人委員

委員長はそういうふうを考えているかもしれないけれども、この懲罰動議の、この発議の内容は、だって、市長が申入れしたのと同じでしょうよ、これ。

市長は、5日に申入れして、久松議員は、12月5日の日に発議第3号でこれ発議したんですよ。それで、中身、内容は同じなんです。影響していないわけじゃないじゃないですか、だって。何で影響力がないと言えますか。それが非常に不思議でしょうがない。

例えば、市長が5日の日に議長宛てに申入れをしたと。それで、3日後に久松委員が議員発議をしたというのなら、タイム差があるから分かるけれども、5日の同じ日に出して、申入れと懲罰動議が一緒だったら、それで内容が一緒だったら、これ全く出来レースじゃないですか。

○久松公生委員長

この私の動議は、一般質問してから3日以内という規定もありましたので、それを重んじて動議を出したんですが、そこに正直、市長の申入れが同じ日にあるとは、それは思っていませんでしたので。

○櫻井建一委員

資料、今日出していただいている資料4の中の13ページから15ページ。これが、市長がここに来て意見を述べた会議録に当たると思います。

それで、この戒告という処分が、この15ページの市長のお話の最後の、上から5行目からですか。「決して二度とこうした暴挙が行われることのないよう、厳正なる対応を強く求めます」というようなことが書かれていて、これ、懲罰に関する厳正なる対応を強く求めるということなので、二代表制の中の独立した議会に対してこういう意見を述べているということが逸脱した行為に感じるんですが、これによって、この戒告文(案)というところになったのだったら、少し問題あると思うんですけども。

ここに、この市長のコメントによってこういう処分になったのかというところは、久松委員長、どういうふうに考えていますか。

○久松公生委員長

先ほども、何回かお話しさせていただきましたけれども、これは、市長、この日に、この委員会の日に市長が申入れということで、議長からお話があって許可しただけですので、もちろん、それに対して質疑もしていませんし、これが原因で戒告というふうになったというふうには考えておりません。

あくまでも、この懲罰委員会を2回、3回とやっていく中で、委員の皆様方から判断を受けたと思っております。

○櫻井建一委員

いや、委員長、先ほど、委員の皆様は、これによって影響を受けたかもしれないとおっしゃったので、今確認していますよ。

そこをもう一回、ちょっと、じゃ、確認して。

委員の皆さんは、この意見によってこういう処分になったのではないのかといったところで、先ほどは、そうかもしれないということでしたけれども、どっちなんですか。

○久松公生委員長

それは、個々の考えもありますけれども、委員会としては、そこは申入れでただけですので、関係、それにこれが、このことがこの戒告につながったかどうかは、委員会としてはそこはひもづけていませんけれども、委員の皆様のご考えは、その判断に委ねますので、その判断をした委員は、このことを、申入れを思ったのか思わないか、それも含めての話なので、そこはなかなか、これだというふうに決めつけるというような判断には至らないと思います。

[「ちょっと、委員長」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 4時46分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 4時59分]

今、意見等、いろいろありましたけれども、戒告文（案）につきましては、この内容で進めさせていただきたいと思っておりますけれども。

[「何」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

この内容で決定させていただきたいと思っておりますけれども、ここでお諮りをいたします。

戒告文（案）につきましては、お手元に配付したとおり、この内容で決定することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

戒告文（案）について、お手元に配付したとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○久松公生委員長

起立多数であります。

よって、戒告文（案）は、お手元に配付したとおり決定いたしました。

次に、報告書（案）についてを議題といたします。

お手元に配付しております報告書（案）について、事務局から説明を求めます。

[矢口龍人委員 退室]

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、報告書（案）をご説明いたします。

懲罰特別委員会審査結果報告書（案）。

本委員会に付託された佐藤文雄議員に対する懲罰の件について、審査の結果、次のとおり決定したので、かすみがうら市議会会議規則第110条の規定により別紙戒告文（案）を添え報告いたします。

1、懲罰事犯の有無。

懲罰を科すべきものと認める。

2、懲罰処分の種類及び内容。

地方自治法第135条第1項第1号による公開の議場における戒告とする。

理由。

戒告の懲罰を科すべきと決した理由については以下のとおり。

1番、委員会の設置及び付託。

令和7年12月5日、令和7年かすみがうら市議会第4回定例会において、議員発議第3号「佐藤文雄議員に対する懲罰動議」が、資料1のとおり久松公生議員より提出された。

動議は同日賛成多数で可決され、設置された懲罰特別委員会に付託された。

構成委員は次のとおりです。8名。こちらは割愛させていただきます。

次のページ、2ページになります。

審査経過。

懲罰特別委員会は4回開催され、次のように審査いたしました。

開催日につきましては、第1回、令和7年12月5日、第2回、令和7年12月25日、第3回、令和8年1月14日、第4回が本日、令和8年2月10日。

審査事項については、ご覧のとおりです。

第2回委員会における、審査の対象となる部分については、資料2「令和7年かすみがうら市議会第4回定例会会議録第2号」に示す発言部分を確認いたしました。

また、第3回委員会における、動議理由(3)に該当する常習的な威圧的言動については、資料3「佐藤文雄議員の一般質問における懲罰動議該当箇所」に示す発言部分を確認いたしました。

その他の審査経過につきましては資料4の委員会会議録のとおりとなっております。

3、審査経過における意見等。

審査の経過において、主に次のような意見等が挙げられました。

12月25日の会議録にも載せてあるとおりでございますけれども、議長が整理権を持ち、議場において采配を振るっており、一般質問で不穏当な発言を止める権限を持っている。それをやらないということは、別に大した問題ではないという思いだと思う。

動議理由(2)や(3)について、国会ではこういうことを促している場面が結構見受けられるが、これだけで懲罰特別委員会にかけられるケースは少ないと思う。今までも佐藤議員はこういうことを言っていたと思う。

一般質問というのは本会議において議員と執行部の質問のシンプルなものだが、質問を投げかけているのに、答弁中にもかかわらず「短く」とか「短くお願いします」、「同じことは言わないでください」とか言うのは、適切ではないと思う。

一般質問で持ち時間をフルに使う中で、重複するとか質問に的確に答えていない、それとも時間稼ぎだなと受けるような答弁が続けられていたと佐藤議員が感じたので、そういうふうに言っていたのではないかと思っていたが、そう感じたときに、その時間はずっと待たなくてはいけないのか。表現方法に対する感じ方で懲罰にしているのか。

一般質問の中では、時間がなければ要点を絞り簡潔に答弁願いたいと思う一方で、やはり表現の仕方や言い方もある。「答弁が長い」とか「短くしろ」と言われるのは恫喝的な発言になると思うし、秩序や一定の姿勢をもって一般質問を行い、議員としての表現の自由を担保されるべきと思うが、次回は受け手側となる関係部長に出席していただき、どのような印象を持っているのか、どのように感じているのかなどをお聞きするとよいのではないか。

以上、審査過程における意見等が主なものです。

4番、審査結果。

懲罰を科すべきか否かについて。

審査を科すべきか否かについては、次のような意見があり、採決の結果、賛成多数で佐藤議員に懲罰を科すべきものと決定した。

懲罰を科すべきとの意見。

佐藤議員本人の弁明で、二十数年間、議会として制止をする者もいなかったという話があった。市長の意見陳述にもあったように、ある意味、市議会として黙認をしてきてしまったから、こういう事態を招いてしまったということも言えると思う。なおかつ会議録や映像を見ながらの確認作業も実施し、参考人の意見も聞くことができた。これを機に、佐藤文雄議員だけの問題ではなくて、市民から負託を受けている我々議員16人がしっかりと襟を正し、ルールや法令を遵守した上でしっかりと発言をしていく、いい過渡期になっていると思うので、しっかりと懲罰特別委員会をやった意義、目的として、ここは懲罰を科すべきだと思う。

参考人質疑で、各部長がストレスを感じたことは明らかだと思う。また、執行部と議会との関係性が確かに悪くなってしまっている現状もあり、それをできるだけ元に戻していく。そして、今後、部長となるべく後輩職員に配慮していただきたいという発言もあったので、やはり一度リセットしてもらいたいという願いがあると思う。リセットするには、やはり一度懲罰をしたほうが良いと思う。

これから部長になる職員のことを考えると、やはり懲罰という形で残したほうが良いと思う。

次、懲罰を科すべきではないという意見です。

まず、議会には議会の自立権というものがある。その中に、市長が陳述を言いに来て、もつときっちり罰を下せというのは、ちょっと逸脱しているのではないかと感じた。議員として、市民の意見や声を伝えるという表現の自由なのか、威圧なのか、ハラスメントなのかはすごく判断の難しいところだったが、参考人質疑の中で、そのときに議長に制止してもらいたかったという意見もあった。一議員に懲罰を与えるのではなく、議会としての規律をもう一度見直して、議長の在り方、議長の責任等も踏まえて考えるべき時期かと思う。今後よりよい議会運営をする中で、市民の意見や議員としての務めをやっていく上で、発言がしづらくなるということが起きてはまずいと思うから、一度、議長を交えた、議会の在り方をもう一回見直すべきか考えるので、今回、佐藤議員に懲罰を科するのは反対する。

ずっと聞いていて、佐藤議員には自覚がないのがはっきり分かった。果たして懲罰を下して、発言等が直るのか分からないので、懲罰以外の方法による手段はないものか。それで直してもらえれば良いと思う。

以上が懲罰を科すべきでないというご意見でした。

続いて、いずれの懲罰を科すべきかについてです。

こちら地方自治法第135条に定める戒告・陳謝・出席停止・除名のうち、いずれかの懲罰を科すべきかについては、次のような意見があり、採決の結果、全会一致で戒告の懲罰を科すべきものと決定した。

戒告の懲罰を科すべきとの意見です。

参考人の話を聞いていて、悲痛な思いがあったなど。慢性的なストレスを感じていたなど非常に思った。当事者の痛みを思うと、本当に心が痛くなるようなときもあった。これを機に、議員皆が襟を正していくということで、まずは懲罰をするべきだが、公開の議場における戒告処分ということで、戒告文を議長から読み上げていただいて、まずはしっかりと非を認めていただく。発言に対してはモラルを持って、ルールを遵守するというのが一丁目一番地になってくると思うので、公開の議場における戒告処分が妥当ではないかと思う。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

報告書（案）について、ご意見のある方は挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

お諮りいたします。

報告書（案）につきましては、お手元に配付したとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

異議がないようですので、そのように議長宛てに提出させていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんか。

○櫻井繁行委員

その他ということですので、議会運営委員会のほうでも少し僕、委員長としてお話ししましたが、改めて不適切発言や不穏当発言であったりとか、ハラスメントに対する議員全体での研修会等を、やはりこういうことを機に、共通認識、コンセンサスを取るという意味でもやる必要があると思うので、懲罰委員会の委員長として、議長のほうにもそういった形を、何かしらの研修を取っていただけるような形を申出をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○久松公生委員長

今、ただいまの意見、本当にこういった機会を、せっかくこういう委員会を開いて、こういうことがありましたので、やはり皆さん、議員一人一人が再認識ということで、そういった意見を議長に求め、提出していきたいと考えます。

[「はい、お願いします」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

そのほか、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で懲罰特別委員会を散会いたします。

長きにわたるご審議、大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時13分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

懲罰特別委員会

委員長 久松 公生